

第3回定例会会議録

平成30年 9月10日（月）

開 会 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
96	1	五味高明	行政運営における町長の基本スタンスについて
			御代田町社会福祉協議会の健全経営について
114	2	井田理恵	平成29年度決算は予算編成へどう生かされていくか
			まずは保育園からエアコン設置の早期推進を
			龍神まつりの保存と継承へ若手職員の力を
133	3	市村千恵子	熱中症対策でエアコン設置の考えは
			ブロック塀の総点検と撤去に補助金を
			福祉医療費の受給者負担金の軽減を
150	4	仁科英一	しなの鉄道の新車両導入について
			教職員の長時間労働について
160	5	内堀喜代志	浅間国際フォトフェスティバルの現時点での評価と町が期待する効果について
			懇親会時や緊急時の茂木町長の対応と行動について

通告1番、五味高明議員の質問を許可します。

五味高明議員。

(13番 五味高明君 登壇)

○13番(五味高明君) おはようございます。通告1番、議席番号13番、五味高明です。

9月に入り、ようやく秋の気配を感じるようになりましたが、先週は25年ぶりの最大風速44mという超大型台風21号や北海道地震など、自然災害が後を絶ちません。亡くなられた方に衷心より哀悼の意を表します。被害に遭われた皆様に謹んでお見舞い申し上げ、一日も早く復興され普段の生活に戻られるよう心よりお祈りを申し上げます。

ことしの天候は、これまでにない6月の末に梅雨明け宣言が出されたり、7月の初旬には200人以上の死者、行方不明者を出した西日本豪雨が発生し、その後は一転して国内の観測史上最高の41.1度を記録するような連日の猛暑となりました。台風の発生も統計開始以来2番目のハイペースで、しかも本州を東から西に逆走した逆走台風など、ことしの夏は異常気象を体感する事態が続きました。

これまでの経験が通用しない可能性があるとなると気象庁が臨時の記者会見をするなど、危機感をあらわにする場面もあり、日本で、また地球で何が起きているのかをとっています。これからは災害がいつ、どこで起きてもおかしくないという心構えを持つことが大切なようでございます。

さて、新議場での2回目の一般質問になりますが、本題に入ります。

今回の質問は、既に通告してあります行政運営における町長の基本スタンスはと、御代田町社会福祉協議会の健全経営についての2点でございます。

最初に、行政運営における町長の基本スタンスについてですが、これまでよく町長のリーダーシップについて問われてきましたが、以下の具体的な3項目についてお伺いをいたします。

1つ目として、町営住宅の土地分譲について、2つ目として、県営住宅用地の取得に関する現状と町長のお考えについて、3番目に、地方創生推進交付金を取得するに関する町長の考えの3項目であります。

昨年の9月の議会招集の挨拶の中で町長は、地方創生に向けた重要課題である定住人口の増加の取り組みとして、新たな住宅地の確保による人口増加策について述

べられました。

まず第一弾として、平和台の町営住宅跡地を活用した住宅造成事業の取り組み、また、長野県が平和台に所有している県営住宅の旧建設予定地につきましては、現在協議中ですが、この事業が長野県にとっても御代田町にとっても有益な事業となりますよう、長野県に対しまして格段の御配慮をいただきますよう協議を続けてまいりますというものでした。そして、平成28年度に既に県営住宅用地利活用調査業務として583万2,000円の費用が使われております。3年目となるこの年、ここまでの進捗状況や町長のお考えを伺います。

まず、町営住宅跡地の土地分譲についてでございますが、この分譲については6月の定例会の一般質問で伺いましたが、あれ以降際立った大きな動きがありません。あのときの答弁は、ことしじゅうに土地販売が完了し、そして来年3月末までに建築申請、建築請負契約を結ぶことができるようにしたいというものでした。町長はどうリーダーシップをとられてこれを実現しようとしているのかをお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

まず、県営住宅用地の取得に関する現状についてお答えいたします。

取得以降のまず背景でございますが、県営住宅平和台団地は、長野県により平成8年から平成19年にかけて全7棟の建築が計画されてまいりました。平成8年、平成10年に1棟ずつの整備が行われ、その後、事業計画は継続するものの建築がされないままの状態が続いております。

当町におきましては、第5次長期振興計画や御代田町人口ビジョン、御代田町総合計画などを策定いたしまして……。

○13番（五味高明君） 議長。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明君。

○13番（五味高明君） すいません、発言の途中で申しわけ——回答の答弁の途中で申しわけないですけど、今聞いているのは、町営住宅について分譲をどうするかということで、そのお約束をしたのに対して町長はそれを実現するためにどういうことをやろうとしているかという質問でございます。質問したことに対してお答え願

ます。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 大変失礼しました。

町営住宅の跡地の土地分譲の現状について、私のほうからお答えをさせていただきます。

平和台町営住宅跡地の分譲につきましては、町道児玉荒町線の道路拡幅事業完了後、建設水道課において町営住宅用地としての行政財産の用途を廃止しまして、6月7日付で普通財産とし、企画財政課に所管がえとなっております。

6月定例会の補正予算にも計上させていただいておりますが、建設水道課で実施をしました分筆測量の結果を受けまして、7区画2,144m²の売却を予定しております。売却方法につきましては、現在実績のある市町村に問い合わせを行いまして、町財務規則に沿った販売方法について企画財政課内におきまして最終の検討を行っております。今後、理事者に伺いを立てまして、早急に売却事務に取りかかってまいりたいと考えているところでございます。

なお、今回の町営住宅の用地から用途廃止を行い普通財産とした経過には、平成28年度末に策定をしました公共施設等総合管理計画の公設住宅の更新は行わないもの等の町の方針から、定住施策に絡め、住宅用地の必要な個人の方に売却を実施するものでございます。

現状については以上です。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

町営住宅跡地のその後の売却、主には宅地造成による住宅地の確保ということで、これについては、用地につきましても整備を進めておりまして、売却に向けて住宅地としての利用という方向に向けて準備を進めているところです。

この宅地造成については、町として売却ということの経験っていいですか、そういう取り組みがないという状況もありまして、どのようにして土地を売却していくのがいいか。それは例えばだから民間の不動産に買い取って買っていただくとか、そういうところの協力をいただいたりとかって、いろいろ方法等ということもあり

まして、それを今説明がありましたとおり、他の市町村ではどのようにやっているかということのところを見ながら、その売却方法について検討しているところですが、全体としては土地の整備などなど、環境を今整えて進めているところであります。ちょっと時間がそこら辺の方向性というところがまだちょっと明確になっていないということから、ちょっと足踏みしているわけですが、これについてはいずれにしても進めるということで、庁内での検討作業を進めているところであります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明議員。

○13番（五味高明君） ちょっと時間だけがたつてあれですが、背景としてはわかっているんで、これは前回御答弁をいただいた内容を守るために町長がどういう行動をとられているかというのが私の質問でございますので、いろいろ時間の関係もありますんで、質問した内容に対して簡潔明瞭にお答えいただければいいかと思っております。

この次の県営住宅用地の取得に関しても、これもずっと今まで全協とかいろいろなところで話題になってきているので、背景とかそういうことはわかっておりますので、前にもう県と協議を進めるということだったんで、その協議がどうなっているかということで、この2番目の県営住宅の現状、これを建設水道課長、お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 大変失礼いたしました。

県営住宅の未利用地は、町が目標に掲げます受け皿となる住宅用地の確保を検討する中で、平成28年度から長野県との協議を開始いたしました。県との協議で示されている譲渡条件でございます。譲渡価格は県有財産処分のルールに従い、不動産鑑定価格によるものとされております。また、県営住宅の整備計画は中止となっております。残りの住宅団地整備計画を引き継ぐという必要はございません。既存の県営住宅2棟の譲渡についても、以前の協議の中では出ておりましたけども、これも条件からは除外されております。

町が取得する上での課題でございます。県から示された条件をもとに、町が取得する上で一番課題となっているのが譲渡価格でございます。一般的に住宅用地の販売価格は、用地取得費用と整備費用、そこへ民間業者であれば利益、それらの合計

であると考えられます。今回の事例に当てはめて考えた場合、県営住宅の未利用地は若干の勾配や擁壁などがありますが、ほぼ更地の状態でございます。ただ、住宅用地とするためには、最低必要限の公共施設、道路、上下水道の整備などが必要となってまいります。町の試算では相当程度の整備費用が見込まれております。

一方で、用地取得の費用は不動産鑑定価格ということで、これは土地の適正な市場価格を示すものであり、実際に取引される価格に近いものと想定されます。今回想定される用地取得費用と整備費用、それらを合計いたしますと、近隣の取引単価からかけ離れたものになってしまうため、妥当な単価で販売するためには、町が整備する費用を負担することとなります。

協議の場においては、町が考える住宅整備の効果は、町にとどまらず長野県にとりましても人口増加、また県有財産の有効活用にもつながることとなるため、譲渡価格について考慮いただきたい旨、折衝しているところでございます。

協議の場以外でも、町長が中島副知事と面談した際には、本件について協力を求めたほか、県の現地機関である佐久地域振興局とも協議を行いました。また、去る8月30日には長野県議会危機管理建設委員会の佐久地域現地調査において、建設委員の皆様へ譲渡の条件などについて要望したところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今建設水道課長より答弁がありましたけども、内容としてはよくわかりましたけど、これに対して町長はどういうリーダーシップをとられてきたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

今課長のほうから経過説明がありましたけども、この件については20年間利用されずに放置されているということから、長野県の利用されない土地の活用という面からも、我々としては非常にいい提案を県にはさせていただいているというふうに考えております。

それをまず最初知事に、この活用について申し上げましたが動きはなく、その後、中島副知事にも御代田町においでいただいたときに要望をしまして、この間、県議会の危機管理建設委員会に対しましても陳情させていただいたところであります。

私どもの申し上げていることは、県の譲渡条件が目的内容に関係なく不動産鑑定

価格だということになっておりまして、これでは私どもとして、この価格で購入して宅地造成した場合には余りにも赤字が大きく、この条件では買い取ることは不可能だということです。

私どもが県に対してお願いしているのは、県有財産の譲渡を希望する際は一律の条件ではなくて、譲渡を受けた後の活用の目的、それから活用の内容、こういうものを踏まえて、一律の条件ではなくて柔軟に対応していただきたいというのが私どもの要望です。

この事業をすることによりまして、県、町の人口増に当然つながりますし、特に県にとっては財産の有効活用につながるということでありまして、我々としては引き続き粘り強く取り組んでいくということが必要ですが、現在の長野県の対応としましては、不動産鑑定価格というものに非常にこだわっておりまして、とにかくその価格で売ればよいというふうに私としては感じております。ですから、県としてもぜひこういう土地をどう活用するのか、土地の利用に対する政策的なものを持っていただかないと、これ以上の伸展というのが非常に難しいかなと思っております。

また、現在の不動産鑑定価格で県が売却しようとした場合に、恐らく民間が購入しようとするときには、この価格では絶対に売れないというふうに、それは宅地造成で考えてみますと採算とれませんので、民間には売れないというふうに思っております。

ただ、県が例えばこれが一般競争入札などにかけてときに、民間のほうで、民間の業者が購入するという事になった場合に、この場所は住宅地として非常に環境のよい場所でありますので、もしそれが変なっていますか、乱開発というか、いろんなそういう業者が購入した場合には、この平和台団地という住宅地の環境が保持できないという懸念もありますので、そうしたことも含めて、例えば県が売却する、民間に売却する場合にも、それは例えば福祉施設であるとか、一定のやっぱり住宅地に合ったものでなければならぬと思いますし、我々としてもそういう規制といたしますか、そういう対応もしていきたいと思っておりますが、現状前進していないという現状であります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○ 1 3 番（五味高明君） 進んでいないということで、町長が、私がちょっと得た情報ですと、例えば、ことし2月5日に中島副知事とお会いしていろいろ要望したと。そのときの知事のコメントは、今多分言われたことだと思うんですけども、現状、土地分譲は特別な措置は考えていないという回答だったに聞いております。

また、県の施策に沿った先進的なまちづくりができるなら支援の方法もあるんじゃないかというようなことを言われたやに聞いておりますが、これを受けてね、やっぱり方向を変えていかないと、先ほど課長が言いましたように、佐久地方振興局にも行って、お願いもされたと。ここで答弁でもやはり、向こうの回答もやっぱり譲渡価格については、公営住宅以外に活用する場合は県の先ほど言われた共有財産の原則に即して不動産鑑定でやるという、ただ、公共、町道などの公用地として活用する場合は無償譲渡または減免を考えているというようなことだったと思うんですけども、現在、譲渡、いままで町が取り組んでいない譲渡価格、確かに今つくった計画は非常に2億何というふうな形で、非常に高くなって採算に合わないということですけども、今あれですか、先ほど長野県議会の危機管理建設委員会宛てに陳情書も8月30日に出されたということを聞いておりますけども、これでは、この後どういうふうに展開するかということになりますけれども、譲渡価格の引き下げに終始しているんじゃないかなと思います。

住友問題がクローズアップされて以来、公有地の払い下げというのは非常にハードルが高くなっているんじゃないかなというふうに私は思います。すなわち、譲渡価格引き下げだけではなかなかこれは難しいのかなって考えるのが賢明じゃないかというふうに今思っておるんですけども、そこで、例えば民間であれば、採算がとれるように、今考えた整備内容を変更して、コストダウンを図って、初期投資費用を抑えるとか、そういったような工夫をすとか、また、民間の活力を利用した開発を検討すとか、そういうことをやっぱり切りかえていかなければ、いつになってもこの事業は進まないんじゃないかと。もちろん価格、譲渡価格引き下げを交渉するのもいいんですけども、それとは別にやはり県が言われているように、新しいビジョンとして、まちづくりのビジョンとしてそういうものをつくるのか、そうでなければ県もかなり譲渡価格については言われているので、その範囲でできるような工夫を並行してやっていただきたいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

今現在出している算定額については、おおよそ20区画を想定しておりますので、その中の道路も含めて金額を出しております。ただ、そういう売り方ではなくて別の売り方、民間の活力を、もちろん活用した売り方、民間のほうに大きい区画割をして民間のほうに売って、その中で民間のほうで宅地分譲を計画してもらおうというようなことも考えて協議を、検討を進めているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 先ほど、町長の答弁ですと、あくまでも何か譲渡価格の引き下げにこだわっているように感じたので、そういういろんな側面からやっていかないと、これももう始まって、足かけさっき言いましたように3年も経過しているんですから、やっぱりスピード感を持ってやっていただきたいなど、こう思います。

今課長からの答弁ありましたけども、町長は、そのこのところはどうかね。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然町が購入してということだけではなくて、民間にこの事業をやっていただいた場合どうなるのかという試算も当然町としてはしておりますが、しかし、かなり経費を抑えて計画を立ててみても、やはり単価としては一般的にある住宅地の価格から見ればやっぱりちょっと格段ちょっと高くなる、高い設定になってしまいますので、それ以上安くする方法というのは、今のところちょっと我々の試算ではちょっと出てこないの、当然そうした住宅分譲とかを手がけている民間業者、御代田町でも展開している業者ありますので、当然そういうところにも情報をいただいて、さらなる何か違う方法はないのかということも探っていきたいと思っておりますが、そうした民間の力を使うという方法も今、別の方法で検討を始めさせていただいております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 町の方向性として定住人口を増やすという施策でやろうと決めتانですから、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいなど、こう思います。

ちょっと時間の関係もありますので、次に行きます。

地方創生推進交付金の取得に関する町長の考えはということで、この推進交付金は一番ハードルが高い交付金で、当町ではこれまで一度も獲得ができておりません。

この地方創生推進交付金の求める先駆性のキーワードは、官民協働、地域間連携です。当町では、例えばアマナさんやひらまつさんとの民間協働でできるような先駆的な事業はないかとか、浅間南麓地域という点では、両隣の小諸市さんとか軽井沢町さんとの連携が考えられる事業はないかというようなことだと思います。

さらには浅間山麓ジオパーク構想というようなものもあります。ただこの辺のことになりますと、担当課長に、おい頑張れと言ってもなかなかできるものではなく、やはりこの辺は町長の出番ではないかと、そういうふうに思います。町長がやっぱりリーダーシップをとって、いろんな側面で検討すべき交付金ではないかと思うのですが、このことについて町長はどうお考えなのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからは地方創生の推進交付金の現状について簡単に御説明をさせていただきます。

こちらの質問につきましては、1年前の9月の議会におきましても事業活用を考えているのかという一般質問を頂戴をしているところでございます。そのときお答えさせていただいた状況と現在変わっていないのが現状でございます。地方創生推進交付金の活用について、継続して庁内でアナウンスをして検討してきているところでありますが、活用案がなかなか出てきていないのが現状となっております。

来年度予算に向けまして、現在、長期振興計画の実施計画に係る事業計画調書等の提出を求めているところでございます。推進交付金にマッチする事業がないか改めて精査をしていきたいというふうに考えております。

また、これまで浅間国際フォトフェスティバルへの推進交付金活用について検討してきておりますが、現在町からの補助金分について、推進交付金の活用というところでちょっと難しいところがございます。また、地域再生計画に計上にする費用の積算が難しいなどから、推進交付金の活用ができていない状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、来年度予算に向けて再度精査をしたいと考えているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

地方創生が始まったときに、もっと地方に使い勝手のいい補助金、交付金ということの流れでしたけれども、非常に国から示される補助金、交付金はハードルが高

いものとなっております。

今出ました地方創生推進交付金ということなんですけども、私どもとして補助金、交付金を活用するという場合に、まずこの補助金があるから何か事業展開をするという、そういうやっぱり考え方ではなくて、こういう事業展開をするということに当たって、その財源に適切な補助金という考え方です。

実は長野県の中でも、全国的にもそうなんですけども、この地方創生推進交付金を利用して、これまで町として計画のなかった新たな事業を展開したことによって町が混乱しているという事態も生まれています。ですから、この補助金を何としても活用して何かをやるということは、やはりこの期間的にも、その準備期間もない、考え方もきちんと議会の皆様を初め町民の皆様に御理解いただける状況はやはり時間をかけないとできませんので、そういうことからしますと、何が何でもこの補助金があるから活用して、何かやっ払いこうということではなくて、今ある事業とつながっていく事業ですね、例えば今ある事業があつて、それを一つレベルを上げていく、そういうことにこの財源をうまく、今言われたような民間の活力であるとか広域的な取り組みとか、特に広域的な取り組みの場合には町だけでできることではなくて、最低でも軽井沢とか小諸とかという、そういうところとの足並みというものが非常に大事でありますけども、そうしたことも当然我々としては模索はするわけなんですけども、現在のところ新年度予算に向けてこの活用方法はないかということについて検討を進めているという現状です。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） わかりました。ただちょっと今の答弁の中で、交付金があるからやるんじゃないっていうのは、例えば、過去の話ですけども、厚生労働省の補助金で世代間交流センターをつくったのは、あれがあるからといって声かけてつくったじゃないですか。だから今言っているのはちょっと違うんじゃないですか。

（「違います、違います」と呼ぶ者あり）違いますか。（「それ違います」と呼ぶ者あり）まあ、いずれにしてもちょっと時間の関係もありますので、これについてはこれで終わりたいと思うんですけども、来年町長選あつて、任期もとりあえず残りわずかなので、もし次もあるようでしたら、この辺も、もう一度お考えをいただければと思いますので、これはここでちょっと打ち切らせて、2番目の御代田町社

会福祉協議会の健全経営についてということでお伺いをしていきたいと思います。

通告してあるように3点、まず、この町にとって町社協の位置づけはどうか。2点目として、町社協が3期連続赤字とのことであるが、町長はこれについてどう考えているか。3番目に、今後町は、今後町社協をどうあるべきと町長は考えているかの3項目をお伺いしたいと思います。

まず、町にとって町社協の位置づけはということですが、これは言うまでもなく、社協の定款にもうたわれていますように、御代田町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とするとあります。

もともと地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であります。社会福祉法に定められた行政区分ごとの組織でもあるわけ、組織団体でもあります。運営資金の一部を行政の予算措置により、よっているため、人は皆半官半民とっている人が多いと思うんですけど、本来民間だということですね。

また、平成29年、去年ですね。去年の4月に社会福祉法が大幅に改正されて、指導監視の機能強化など、行政との関与のあり方も見直され、より公益性の高い安定的な福祉サービス供給が期待できるということで、こういったような背景の中での質問なんですけども、町にとって現在の社協の位置づけはどう捉えているかをお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

今五味議員がおっしゃったように、社会福祉協議会でございますが、社会福祉法に位置づけられ、住民主体の理念に基づき地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しております。

また、社会福祉法では、その目的を地域福祉の推進を図るとしてあります。御代田町社会福祉協議会は、地域住民のほか、関係機関との協力のもとに、住みなれた地域で安心して生活のできる福祉のまちづくりの実現を目指したさまざまな活動を行っております。町からの委託事業や社会福祉協議会独自の事業を展開しており、行政では手が入らない部分を埋めていただく役割も担っております。

御代田町社会福祉協議会は、主に次の7事業を展開しております。

1としまして、地域福祉事業でございますが、こちら認知症サポーター養成講座、

地域の方が気軽に立ち寄られる地域の縁側事業、地域の居場所やきずなを深め、介護予防の推進や生きがいづくりを目的としたサロン活動支援、認知症やその家族等を対象としたオレンジカフェ事業です。

2としまして、地域福祉――失礼いたしました。地区社協福祉協議会ということで、地区社協への支援です。こちらは、町内17地区の住民組織である地区社協が設置され、人と人がつながり支え合う地域を目指し活動しています。その活動に対し支援を行っています。また、赤い羽根共同募金事業を行い、福祉活動における財源に充てております。

3としまして、支え合いを広げる事業でございます。この事業はひとり暮らしの高齢者や障害がある方、また孤立しがちな環境のある方に対し、さまざまな方の協力を得て、地域の住民が主体となり触れ合いの場を提供し、交流を深める機会となっています。また、複雑かつ多様化する個別の相談や困り事解決に対応するため、個を支える事業として心配事相談事業、住民参加型有償在宅サービス、ファミリーサポートセンター運営等も展開しています。

4として、支え合う地域を担っていく人材を育成する事業でございます。社会福祉教育の推進、ボランティアセンターの実現を目指しています。

5として、介護保険事業でございますが、こちらは居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、認知症対応型共同生活介護事業などを展開しております。

6として、やまゆり共同作業所の事業です。平成24年度から町から指定管理の運営を受け、事業内容は町からの委託事業の地域活動支援センター、障害者総合支援法の事業として特定相談支援事業、障害児相談支援事業、放課後等デイサービス事業、また県から指定を受けた生活介護事業と就労継続支援B型を実施しています。

7としまして、介護予防地域支援事業ですが、こちらは町から委託事業として、配食サービス事業にない要援護、高齢者が自立した日常生活を継続できるよう支援しています。

以上のほかにも社会福祉協議会独自の事業も展開しております。

続いて、町から社会福祉協議会に対する補助金の状況ですが、地域福祉事業の支援としましては、平成28年度は425万円、29年度は709万円、今年度につきましては862万円の補助を予定しております。

また、地域福祉センターの指定管理料としましては毎年850万円を、やまゆり

共同作業所の指定管理料としましては500万円を支出しております。このほか町民課管轄のファミリーサポートセンター委託料としまして236万円を支出しています。

このように町といたしましては、今後も地域福祉の推進を図るため、御代田町社会福祉協議会と連携、協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今ちょっと丁寧な、社協の中身まで御回答いただきまして、今私求めたものは、位置づけを教えていただければよかったですけども、あれですね、そこはわかりました。今位置づけが明確になったところで、2番目の質問に入ります。

2の町社協が3期連続赤字ということについてですが、今課長お話がありましたように、町は補助金として、例えば29年度を見ますと、補助金として約700万、委託料として約2,700万、合計で3,400万の公費を負担しています。

また、3月議会の一般質問の答弁の中で、町長は、社会福祉で重要な役割を果たしております町社協との連携の強化につきましては、6年前から町の課長級職員を派遣し、事務局長あるいは事務局次長という組織の中核となる役割を務めておりますと。今後の町社協に対する支援等についても連携を図ってまいりますということを答弁されております。この支援をしているにもかかわらず、29年度は約3,000万の赤字を出しているということでございます。

そこで、この赤字ということに対して町長はどういう見解を持たれていて、また次の打つ手、いろいろやってきているということはわかっているのですが、次の打つ手を何か考えているのか、この点を簡潔に御答弁願います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それではまず、私の担当課のほうからお答えさせていただきますが、町社協の決算書を見ますと、単年度収支額を見ますと、平成27年度から3期連続のマイナスとなっている状況でございます。

歳入の前年度比の推移を見ますと、平成27年度では7.2%減、28年度では4.3%減、29年度は1.5%減となっております。さらに内容を分析しますと、介護保険事業の前年度比の推移を見ますと、平成27年度は1.2%減、28年度

は6.2%減、29年度は3.9%の減となっております。一方、障害福祉事業は、平成27年度は4.0%の増、平成28年度は7.1%の増、29年度は18.1%の増となっています。

このことから、平成27年度から3期連続の単年度収支、実質収支の額の赤字は、介護保険事業の収入の減収が大きな要因となっていると考えられます。

平成27年度は国が地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴いまして、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保するため、介護報酬改定を行っています。このため町社会福祉協議会に限らず、介護事業所は影響を受けていると考えられます。介護保険事業については、一つの事業所として赤字を解消することを考えていただきたいと思います。

また、介護保険、地域福祉事業として、高齢者の食の自立を支援するため配食サービスを委託していますが、この事業も赤字となっております。平成29年度の実績を見ますと、年間で1万4,995食、延べ610名が御利用いただき、一月当たり1,246食、50名ほどが御利用となっております。平成29年度から1食当たりの単価は727円となっておりますが、この単価はわずかではあります。が上昇してきた経過がございます。

決算書の配食サービス委託事業に関する部分を見ますと、1,171万7,000円の収入に対し、1,492万2,000円の支出となっており、320万円の赤字となっております。

町としましては、配食サービスの利用者が1食当たりの単価を半額程度御負担していることを考えましても、これ以上単価を上げることは難しいと思われれます。今後配食サービスの赤字についても何らかの対策を講じていただきたいと思いますと考えております。

担当課のほうからは以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

社協の位置づけということにつきましては、町社協と御代田町は一体だというふうに見ているのが町民の皆さんの全体的な感覚かと思えます。社会福祉協議会につきましては、町行政というのはいらない、その社会福祉の部分の役割を担っていただいているということでありまして、そもそも社会福祉協議会として行っているの

は、介護保険事業は、いわゆる民間の介護保険事業者と同じ一事業所という考え方です。そのほかの社会福祉にかかわる本来の社協が行うべき事業で、本来社協が行うべき事業というものは、そもそも、その社会福祉という観点からいくと、利益を生み出さないという内容になろうかと思えます。

今、保健福祉課長から説明がありましたとおり、現在の社会福祉協議会の赤字の原因は介護保険事業収入の減収ということが大きな要因となっていることでありまして、これは介護保険の一事業所として努力をしていただくということかと思えます。

これは私どもも、今この介護保険というものがどう動いているのかということ、民間ではどういう努力をしているのか、とりわけ、この間の介護報酬改定によって、どこの介護保険にかかわる民間業者も減収になっていて、大変な思いをして事業を行っていますので、そういう事業者が今どのような努力をして、経営とか今の介護に対する住民の要望とかつかんで、どのような事業展開をしていくのかということも、それぞれ民間のところも尋ねて、私たちが今勉強させていただいております。ですから、何か介護保険事業というものが一つのいつも同じ流れでいくのではなくて、今その流れも変わり、流れも変わっておりますので、それにどうこの介護保険事業として対応していくのかという工夫もきっと必要なかと思えます。

今、課長が申し上げたとおり、例えばその中の赤字の配食サービス、これについては320万円からの赤字となって、我々としては、この事業、委託しておりますので、最低でも黒字にする必要はないと思うんですけども、最低でも努力によってとんとん、とんとんぐらいの、要するに改善というものはしていただきたいというふうに思っています。

今、配食サービスも、社協だけがこれまでは担ってききましたが、民間の配食サービスの業者も参入してきております。かなり安価で参入してきていますので、流れとしてはそういう流れもありますので、我々としては社協につきましても、赤字を解消するための必要な努力というものを求めていきたいというふう考えておりますが、支援の金額としては、この間、社協の赤字に対しては理由のつく範囲で支援を、金銭的な、予算的な支援を強めているということでもあります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○ 1 3 番（五味高明君） 保健福祉課長、答弁した内容は私も勉強させていただいたんでわかっておりまして、それによって時間が押してきているので、ちょっと核心的なことを話していきたいなと思いますけれども、かつて黒字経営であったということです。あったわけですが、高齢化が加速し、社会環境の変化により介護サービス事業は環境も大きく変化しています。国の方針により、介護報酬がどんどん押さえ込まれるため、経営が苦しくなるのは、先ほどもお話ありましたけれども、当然と言えます。

また、介護報酬抑制のため、介護予防とか日常生活支援総合事業に力を入れるような国の指導もありまして、今年度のあれを見ますと、介護予防や自立支援に積極的に国は、そういった自治体には国は補助金を出すようなこともっております。

当町にあっては、この国の方針にいち早く対応をしていただきまして、このため10年前は介護保険料が県下で2番目に高かったものが、現在は低いほうから2番目と改善されています。また、要支援、要介護認定率は、去年の9月末現在で11.24%で県内で1番目、全国でも13番目と低くなっております。関係者の皆様の御努力に頭の下がる思いでございます。

このアウトプットとして、介護給付費が減少に転じたり、転じ、介護保険料がことしては下がりました。大変結構なことですが、反面、先ほどもちょっと話がありましたけれども、介護報酬が減り、町社協の収益には影響を与えているということで、皮肉な現象が出ていると考えてもいいかないと思っております。

最近、町長がいろいろな場面で、場面の挨拶の中で、介護認定率の低さを殊さら強調されているような気がします。これは御代田町の行う予防事業やサポーター事業が功を奏して健康な高齢者が多いという自画自賛にも受けとめられます。

反面、介護申請のハードルが高過ぎるのではないかという住民の声も気になるところでございます。介護認定率の低さ日本一や介護保険料の軽減を目指すのももちろん大切なことですが、町には健康な人ばかりではなく、介護を本当に必要とする人が介護保険サービスの恩恵を受けられるような、全ての高齢者に優しい御代田町になることが大切ではないかと思えます。

そんなことで、ちょっと時間がないんですが最後の質問で、今後、町社協をどうあるべきと町長は考えているかということになりますが、この方向性を伺いたいわけですが、先ほどの町長の答弁の中で一部入っているかなと思えます。

私の考えをちょっと述べますけども、町長みずからもっと踏み込んだ実態把握し、今後の方向性を探るといようなことは考えていないのかということでございます。平成15年までは町長が社協会長を兼ねていたと聞いております。平成21年に戻そうとしたんだが、全社協の考えとして、社協会長は民間人が望ましいというので、その理由としては、改正前の社会福祉法等関連通知によれば、利益相反取引、すなわち首長と社協会長が同一人物は、会長ではなく理事の中から職務代理者を定めて首長と職務代理者が契約をするということを定める国の通達によって、これが実現できなかったというふうに聞いております。

ただし、昨年の法改正、4月の法改正に伴ってこの辺の指導がなくなりまして、自己契約でも自治会が認めれば問題ないといような指導に変わってきております。すなわち、首長が会長を兼ねることのハードルが低くなったということなんですけども、この辺、町長はどうお考えですか。時間がないので端的にお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今御提案のありました首長が社会福祉協議会の会長を務めるというのは、小さな町、村では、そういうところも当然あります。ただ、そうしたところの場合には、本当に社会福祉という面だけのやっぱり社協であって、御代田町社協というのは、介護保険事業に大きくシフトして、それなりの施設もいろんなところに広げてきていますから、またちょっとほかのところと同じ比較はできないのかというふうに思いますが、いずれにしても、私どもとしては、この社協が現在赤字に転落しているという事実は重く受けとめております。ですから、できるだけ社協のほうからも要望がありますから、その支援の予算措置っていうものを検討して広げさせていただいております。

ということは、我々として、その町民の皆さんにこうした社協に対する経費負担を町が増やしているということを説明していく上に当たっては、社協が赤字であるという、その要因についても深く突っ込んで、そこの改善を求めていく、あるいは町がそこに介入して、その改善をしていくという、そういうことももしかすると必要になると思いますけども、現状のところは社協の独自の努力というものを見守っていきたいというふうに思っておりますので、現状ではそういうようになっております。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○ 1 3 番（五味高明君） 来年の 2 月には町長選挙もありますので、この質問についてはこれで終わります。

最後になりますけれども、今後社協のあり方を議論する中で、先ほど来、課長、町長答弁出ているんですけど、介護サービス事業は国の方針によって介護報酬がどんどん削られるとか、社会環境が非常に変化している。また、現在は昔と違って、民間の介護保険サービス事業が成長していることを考えれば、同サービス事業は拡大せず、本来の社会福祉事業に専念していくというのも一つの選択肢ではないかと思えます。

新しい試みとして、例えば第 6 期介護保険事業サービスの中でできなかったとされている小規模多機能型居宅介護、この整備を民間活力を利用した事業所整備に変えていくというようなことも考えられると思います。社協とこの辺はよく議論して、多方面、多面的に検討をしていく必要があるのかなと感じますけれども、時間が余りないんですけど、町長はこの辺はどう思いますか。

○ 議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○ 町長（茂木祐司君） 過去におきましてはデイサービスであるとか、そういう施設を使ってというのがありましたけれども、最近ではいわゆる有料とかそういう施設型の、入居型の施設に入所する人がやはりふえてきています。それが今、過去との特徴は、変わりは、変化というのはそこにあるかと思っています。

小規模多機能という考え方を我々も持っているいろいろやってきましたけれども、今我々としては民間の介護保険事業者というものがどういう事業を展開して、その利益を上げようとしているかとか、利用者の要望に応えようとしているかということを知って、勉強して歩いていますけれども、大分やっぱり前の、普通のただの介護保険事業的な考え方とは大きく変化してきているということを実感しております。

ですから、私どもとしても、当然この事業は民間の力をいかに活用して、民間のノウハウ、それから今人材不足という問題もありますので、そうした苦勞して運営している民間業者の力も今後は大いに一緒に考えていくといいますか、協力していただくといいますか、そんな方向性も一つの選択肢かなというふうに思って、今研究をさせていただいているところです。

○ 議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○ 1 3 番（五味高明君） そういったことも検討されているということなんで、世の中の

動きというのは刻々と変化しますので、決して過去にとらわれることなく、ぜひかたんにその辺は研究をしていい方向に持って行っていただければと思います。

いずれにしても、町と社協が両輪となって御代田町の地域福祉の推進を進めていくことが肝要かと思います。社協が公共的な役割を果たすということは、行政と同じになるということではなく、民間性を発揮して、行政ともよきパートナーとしてその役割を果たしていくことではないかと思います。こんなことを肝に銘じて今後の社会福祉事業の展開を進めていただければと思います。

以上で私の一般質問の全てを終わります。（発言する者あり）うん、ちょっと飛ばしたから。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告1番、五味高明議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前10時58分）

（休憩）

（午前11時10分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、井田理恵議員の質問を許可いたします。

井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） おはようございます。議席番号6番、通告2番、井田理恵です。

まずは、台風21号、9月6日未明に発生した震度7、北海道胆振東部大地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。しかし、わずか3カ月の間に行った天変地異ととらえるばかりです。ここはまだ無事でありがたいとの声に共感をしつつ、火山灰土でもろい地盤の北海道東町に御代田に似た部分を見て緊張感を持つなど、とにもかくにも災害の不測自体への復旧・復興には、今後恒常的に膨大な国家費用の面でもかかってくる。そして全ての自治体や個人へ多面的に影響するとの想定力がますます必要になるであろうとの思いに至ります。

質問に入ります。このたび私の質問は3件です。

決算について、保育園のエアコン設置について、龍神まつりの今後についてです。

まず、平成29年度決算は、予算編成をどう生かされていくか。今議会は決算議会でありますので、毎回確認の意味を含めて、概要でお尋ねしてまいります。

まず、当初予算と最終予算で大きく変動のあった事業と理由をお示してください。

またその事業効果とあわせて概要をお示してください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、お答えをいたします。

平成29年度の一般会計の決算につきましては、冒頭の町長挨拶にもあったとおり、歳入は78億200万円ほど、歳出は74億900万円ほどということで、ともに増加をいたしまして、過去2番目に大きな決算となっております。増加の要因は、庁舎本体の工事が完了しました役場庁舎整備事業の増によるものでありました。

御質問の平成29年度決算におきます当初予算と最終予算で大きく変動があった事業とその理由について、何点かお示しをさせていただきます。

まず、総務費の役場庁舎整備費でございますが17億4,916万2,000円の当初予算に対しまして、687万4,000円を増額しております。当初予算では、庁舎建設工事のほか職員駐車場の現状復旧工事5,000万円を計上しておりましたが、この復旧工事と本体工事の一部を減額しまして7,443万4,000円の用地費を増額をしております。こちらは年度途中の交渉により用地の取得が可能になったということでございます。現状は役場庁舎はもう完了しまして、新しい環境でスタートをしております。

同じく総務費の企画費です。ふるさと納税関連の経費であるふるさと納税特典事業委託料とふるさと創生基金への積立金を1,570万円ほど減額をしております。これは当初予算で8,000万円の収入を見込んでいたふるさと納税の収入減の見込みから補正をお願いしたものであります。

また、同じく企画費の地方拠点整備交付金事業は、前年度末に採択内示があったことから7,660万円ほどを補正対応させていただいております。こちらにつきましても、お隣の旧メルシャン軽井沢美術館のインフォメーション等の改修ということで、大きな事業成果があるところでございます。

続いて、総務費の徴税费では、前年度予定納税されていまして町民法人税の還付に係る経費として、当初予算額500万円に対しまして3,273万8,000円を増額させていただいております。決算につきましては3,570万ほどとなっております。

次に、民生費の障害福祉関係の障害者自立支援給付費で、当初予算1億4,399万2,000円に対しまして、1,141万3,000円を減額しております。こちらは利用実績に伴い減額をしたものであります。

また、障害者の厚生医療給付費は、当初予算396万円に対しまして900万円増額をしております。年度途中における人工透析療法給付者の増によるものであります。

同じく、民生費の児童福祉費の障害児通所給付費につきましては、当初予算332万円に対しまして308万円の増額をしております。これにつきましては平成30年度の今回の補正予算でも増額をお願いしておりますが、児童発達支援施設の利用者の増によるものでした。これによりまして施設利用者の方の支援につながっているものと思っております。

また、当初予算では計上のなかった小規模保育園の改修事業補助金、保育所等整備補助金については、それぞれ220万円、1,489万9,000円を増額しております。こちらは民間の小規模保育施設等への補助金の内示が年度途中にあったことによるものでございます。こちらでも本年度当初では未満児保育に大きな実績が出ているところであります。

また、農林水産業費の農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業や土木費の都市再生整備計画事業費等について、それぞれ705万6,000円の減額、2億2,872万2,000円の増額等を行っております。いずれも交付金等の交付額の確定により、増減の補正を計上してございます。こちらでも道路事業等、水路改修事業等、大きな成果が出ているところでございます。

最後に、土木費の都市計画費の都市計画道路検討調査業務委託料としまして、当初予算では630万円を計上しておりましたが、補正で全額減額しております。こちらは都市計画道路の変更について、当初は変更事務手続を行って事業着手することで計画しておりましたが、県担当課と相談する中で、事業完了したところで変更の手続を実施したほうが効率的であるということから全額減額をさせていただいております。

以上が、平成29年度当初予算と最終予算で内容や額に大きく変更のあったものでございます。いずれも交付金の額の変更や前年度からの状況の変化によりまして、増減の補正を計上させていただいたものであります。

しかし、今回の監査委員さんの決算審査意見書で補正予算について御指摘をいただいております。こちらの内容については、来年度以降の予算編成時などにおきまして、新規事業等の計上などを担当課だけでなく、企画財政課においても十分ヒアリングを実施する中で予算計上できるのか、またどのタイミングで計上すべきのかななどを注意をしまいたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 各主要事業にわたって増減の大きかった事業につきましての確認をいただきました。

今補足的なコメントとはいえ、代表監査委員からの所見につきましての補正予算の組み方についての注意事項をつけ加えていただきましたので、少し私のほうからそのコメントをお願いする予定でしたので、それはもう確認をいたしました。その中で、たくさんありますので、少し気になったところをお聞きしていきたいと思えます。

まず、旧役場庁舎の駐車場買い取りにつきましての効果、それを買い取ったことによる職員の利便性、駐車場の確保ということで意義があったということでございます。今後、今議会で予定しておる職員の方の駐車場の一人一人から利用料を徴収するというような提案もあるということで、非常にこれはありがたいというか、前進的な考えだと私は感銘いたしました。

それから、ふるさと納税に関しましても、やはり見積もりがだんだん、今このような状況でございますので、かたくこれからはとっていかなければいけないということを確認しました。

その中で、地方拠点整備交付金で7,600、インフォメーション等の整備ということで、今まさにアマナさんの隣に浅間国際フェスティバルが開催されております。

来年におきまして4,500万円の予定で総事業費4,500万円、1,900万円の文化庁からの交付金をいただきまして、そしてまた650万円ずつアマナさんとそして町との分担で予定がされておりますけれども、肝心なのはまだまだ足りない、これから見込みが予測される協賛金、寄附金で企業からの寄附金でございます。当初は非常に希望が高いことをいろいろ鑑定的にありましたけれども、来年は本番ということでございますので、非常に期待するところでございますけれども、まず

来年の企業の支援の活動につきましては、ちょっと私が考えるところですがけれども、フォトフェスティバルでありながら、カメラ、カメラ事業者の本体のカメラ事業者の協賛金がこれからどういうものになるのか。やはり今企業は非常に厳しい状態です。どんなに好景気でも寄附金的な協賛金というのは非常に厳しいです。ハードルが高いです。

私もいろいろ調べてまいりましたところ、やはりどのような業界でも広告宣伝費、そして自分の中に、会社の中に売り上げ、増益が見込まれるようなことでなければなかなか協賛をいたしません。例えばカメラでございますので、カメラの展示、フォトフェスティバルでございますので、カメラの展示やそして広告戦略ができるという、もうその広告をしっかりと打った民間との協賛ですね、そのことをしっかりとアマナさんと打ち出して広告を、協賛を仰いでいく、そんなやり方にぜひ進めてもらいたいと思いますけれど、その辺のお考えと、そしてまずそのアマナさん、フォトフェスティバルでの1点、たくさんの事業費をかけてやるものですから、その辺についての意向をまたお聞かせいただきたいと思います。

そして、もう1つ、民生費の障害児通所支援交付金、負担金でございますけれども、やはりここは4月に町内で特定の特性を持つ幼稚園が設立いたしました。そのことにもやはり非常に関係してくるということだと思います。もともとこの制度はありますし、相互で負担をし合っているということでそれは承知しておりますけれども、そんな中、やはりこれも恒常的にかかってくる費用でございます。

専門家の先生がおりますので、その中で、以前の議会招集の挨拶の町長の中でもインクルーシブ教育、障害児童の方、それから発達支援のお子さんたちと一緒に教室の中で教育をしていくんだ、支援していくんだという志をお聞きしました。

そのようなことにも必ずしもつながる療育、就学前以前の療育ということでございますので、また、この新たな民生費について町との連携、そしてその教育的な連携を図っていただきたいと私は思うのでございますけれども、これからのこの決算と次の予算編成に対しまして、こういったことも含んだ予算編成を考えていただければと思いますけれども、その辺の意向をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

浅間国際フォトフェスティバルに対する寄附につきましては、議案の質疑のとき

にもお答えをさせていただきましたが、本年度につきましては4社の皆様から100万円の御寄附をいただいております。来年度への向けた取り組みとして、現在アマナさんと協力をしまして、会場のほうに多くの企業の皆さんに来ていただいて、企業の皆さんも実感していただく取り組みで種々説明をさせていただいているところでございます。

井田議員さんからただいまカメラの展示ですとか、そういった広告宣伝といった御提案をいただきましたので、今後またアマナと協議をする中で、取り上げられるのちょっと相談をしながら詰めさせていただきたいというふうに考えております。

また、発達支援の関係の経費につきましては、現在、本年度も今回の補正で数百数十万円ほど増額補正をさせていただいているところでございます。この実績を勘案する中で、また保健福祉課のほうと十分こちらが協議をする中で予算計上、対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） それでは、今いろんな参考を、また資料をいろいろまた研究していただいて、今後このまた次なる予算編成に生かしていただきたく、また確認をして、また各課で連携してほしいと思います。

それでは、次の、不納欠損を抑える対応策はあるかということでございますけれども、毎年決算時に受益者負担事業の中で不納欠損が出ます。地方税法上、滞納した税には5年の時効があり、回収不能を防ぐため督促状を送付の上、財産差し押さえか分割納付、納付延長の誓約書などで最大5年間延長されます。中断手続を怠り、時効を迎えると損失もあり不納欠損としての計上となります。一時的に滞納者が破産、死亡、行方不明となる場合に多いとされるとのことです。

29年度一般会計では601万1,599円の不納欠損で、前年501万6,823円より約100万円増、他特別会計では、国民健康保険事業勘定で264万2,835円で、これは前年330万3,423円から約70万円の減、介護保険勘定も177万9,339円で前年183万8,282円で6万円の減、後期高齢者事業も前年8万6,590円から7,700円へ8万円弱となっています。公共下水道事業会計は1,342万5,974円で、前年1,295万8,727円より50万円弱の増としました。

増減の事情と今後の対策をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 相澤税務課長。

（税務課長 相澤 昇君 登壇）

○税務課長（相澤 昇君） 不納欠損を抑える対応策はあるかという井田議員の御質問に対し、税務担当課の立場から回答いたします。

まずは井田議員の質問の中にありました5年の時効についてですけれども、町税に対しましては5年の時効による件数は1件もございません。したがって、滞納が発生した時点で督促状を送信するなど事務的な手続をとっておりますので、何もしないで5年がたったから時効という件数は1件もないということをご理解いただきたいと思っております。

議員の皆様は既に御存じのことと存じますが、初めに収入未済額と不納欠損額について説明させていただきます。

収入未済額とは、当該年度に調定された町税のうち、年度内あるいは出納閉鎖期間までに納付されなかった額から不納欠損額を差し引いた額をいいます。いわゆる滞納額でございます。

不納欠損額とは、町税法の規定に基づいて行った滞納処分の執行停止後の3年経過や先ほどもありました5年間の消滅時効の到来及び滞納処分の執行停止後、直ちに滞納義務を消滅させた場合の額で、平成29年度決算における町税の不納欠損額は、井田議員からもありましたように、現年課税分が77万7,187円、滞納繰越分が523万4,412円の総額601万1,000円となりました。件数としましては、個人が68件、法人が38件、計106件でございます。

そもそも滞納者の納付すべき税金については、租税負担の公平を実現するためにも、その確実な徴収に努めることは当然ではありますが、一方、滞納者について滞納処分の停止に該当する事由があるにもかかわらず滞納処分の停止を行わなかった場合には、納税緩和措置の適切な執行という観点から不適切であるばかりでなく、滞納処分の執行を続ける意義のない事案の管理などのために、事務量と税金を投入しなければならないこととなるなど事務の効率化にも反することになり、全体として滞納整理における確実な徴収にも支障を生じます。

不納欠損額は、法令または条例の定めによりまして、町の債権が消滅したとき、その消滅した債権額を表示して整理するものですから、時効によって消滅した債権、放棄した債権などについて行うもので、地方自治法第240条、地方自治法施行令

第171条から171条の7までの規定によれば、原則としてその行使、または不行使、つまり不納欠損処理を行うか行わないかについて地方公共団体の長である町長に裁量権はなく、消滅した債権を整理せず放置する、つまり不納欠損処理をしないことは適正な対応ではありません。したがって安易な不納欠損の処理をしますと、住民監査請求や住民訴訟などの問題が起きます。

税務課としましては、滞納整理に当たって滞納者の実情を把握し、その実情に即した処理を的確に実施し、その結果、滞納者について滞納処分を執行することができる財産がない場合、または滞納処分を執行すれば滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合など、地方税法第15条の7第1項に定める事由に該当するときには、遅滞なく滞納処分の停止を行うように努めて、法令や条例の定めによって不納欠損額として最終的に処理をしています。

御質問の不納欠損額を抑える対策はあるかということですが、町税の滞納額を減らすことで、結果的に不納欠損額が減少することはあり得ますので、税務課徴収担当職員の事務努力だけではなく、町が行う施策の目的や効果についての説明責任をこれまで以上に行い、町の自主財源である税金を納付してくださる町民の皆様は税金の使い道を納得していただき、自主納税率の向上を図り、滞納者や滞納額を減らす努力を続けることが不納欠損額を減らす対策になるのではないかと考えております。

以上になります。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 冒頭に示した不納欠損へ至るまでのプロセスに行政上の怠りがなかったかを確認したくお聞きいたしました。税の公平性を担保するため、滞納者の事情を考慮しつつも、地道な徴税努力が今まさにお答えにあったように行政に求められます。

とはいえ、公共下水道事業、全てのことを合わせますと2,000万ほどの不納欠損ってというのが生じています。このような、これだけの金額があれば住民福祉サービスがどれだけのことができるかということ常を冒頭に考えていただいて、日夜行動していただいていると思います。またその努力の工夫としても、またさらなる研究を続けていただきたいと思います。

ちなみに、静岡県の掛川市などでは、これはちょっと極端な例でございますけれ

ども職員の全員が徴収担当者ということで、消防職員、看護師などを除く一般職員が併任して2人1組で滞納者へ訪問し、納入のお願いをする。この町ではちょっとこういったことは合わないのではと思います。ただ、夜例えば電話をする、電話でお願いをするっていうだけでも、滞納者の方をお願いをするだけのことが非常に効果がある、3割アップした、そのようなことも北海道、仙台市、浜松、いろいろありますけれども、たまたまちよっとこの掛川市では、ここでプラス、負担の公平性を求める市の姿勢を示すだけではなく、職員が自主財源確保の大変さを体験する機会にもなっているということで、こんな事例もありました。

各自治体の特徴もあります。この小さな町ですので、非常に相手の状況も鑑みながら皆さんに説明を、説明責任で説得していただいたりして、地道な努力をしていただければと思い、この不納欠損ということを出しました。ぜひ、今後もよろしく願いいたします。

それでは、次にまいります。臨時職員が増加しているようでございますけれども、職務の難易度に応じた処遇の考えはということで提出いたしました。

正職員は29年4月で133名、30年4月で140名と若干増であります。臨時職員数も増加と見られますけれども、現在の人数と比率、作業の内容の振り分けの状況など、これは経験年数によってもさまざまと思いますけれども、お願いいたします。

また、2020年の改正地方公務員法施行で一般職非常勤職員の新任用制度がスタートになるとされています。準備対応状況と新たな人件費予算の枠組み予定をあわせてお示しくください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、お答えいたします。

ただいまの井田議員の質問の順番とは若干前後しますが、3点については押さえさせていただきますので、説明させていただきます。

昨年の5月17日付で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布となりまして、一般職の会計年度任用職員制度というものが創設されました。再来年の4月1日から施行されることとなっております。

再来年の4月1日から施行ということは、来年度の職員募集の際には、応募条件

であるとか待遇を示していく必要がございますので、現在、関連する条例ですとか規則等を整備する準備を進めているところです。

地方自治体の臨時職員、非常勤職員は全国的に増加傾向にあります。一般行政事務、教育、子育て等、さまざまな分野で多くの臨時職員が雇用されており、一般職と同様の業務を低待遇で臨時職員が担っているという部分があるというのが現状です。当町のフルタイム臨時職員も例外ではございません。企画財政課、議会事務局を除きますほかの全ての課において、パートタイムを含めて、多数の臨時職員を雇用している状況です。

こうした全国的な状況が問題視されるようになり始めまして、国が提唱している同一労働同一賃金という考え方のもとに、これまでは6月を上限として低待遇で雇用している臨時職員制度を改め、一つの会計年度、12月を上限として、条件を満たせば再雇用、次の年度の再雇用も認めるという会計年度任用制度が新設されたところです。ただし、例えば選挙期間中に限った短期間の雇用のような場合には、これまでどおりの臨時的任用職員としての雇用制度は残ります。

会計年度任用職員の任用規定、服務規定等の整備とあわせまして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行いまして、会計年度任用職員への円滑な移行を図ることとされております。

会計年度任用職員に対しては、改正後の地方公務員法等の定めにより、一般職に適用されている各種の規定が適用されることとなります。具体的には、採用に当たっては、できる限り広く公募を行い、競争試験または面接や書類選考による採用となります。

給与関係では、例えば事務職であれば、一般行政職様の給与表が適用となるほか、時間外勤務手当、宿日直手当、通勤手当、期末手当、2年目以降も任用した場合に限っては退職手当など、一定の手当が支給されるようになります。

服務関係では、一般職と同様の服務規定が適用され、服務の宣誓、職務専念義務、営利企業への従事制限等が課され、かつ人事評価、能力評価ですが、こちらで懲戒処分等の対象になってきます。

いずれにしても、会計年度任用職員は一つの会計年度である4月1日から翌年3月31日までの期間任用され、この期間の給与や待遇に関しては一般職とおおむね同様の扱いとなります。

当町は、平成30年4月1日現在、フルタイムの臨時職員が73人、パートタイムの臨時職員が65人、合計で正職員と同じ138人の臨時職員を雇用しております。フルタイムかパートタイムかにかかわらず、通年雇用の場合には、この138人全てが会計年度任用職員へ移行の対象となります。

この臨時職員全員が会計年度任用職員へ移行し、全員の初任給を例えば一般職行政一給料表の一番低い1級1号俸というふうに定めた場合には、期末手当等を含め、少なくとも約1,735万9,000円の増額となるというふうに試算をしております。

現実的には、教員ですとか保育士ですとか保育士の専門性や学歴や職歴に応じまして、個別に初任給の号俸を定めることとなりますので、井田議員が御質問の職務の難易度に応じた処遇というふうにはなりませんけれども、相応の待遇の改善につながります。

ただし、人件費負担の増加とともに雇用保険の事業主負担の増加等も生じるため、財政面では大きな負担増が避けられません。県や近隣自治体との連携を密にしまして、自治体間の均衡を保つことも考慮しながら、初任給の号俸を適正に定めていく必要があります。

当町の一般職は、全国の同規模自治体と比べて少ない職員数で運営しております。今年度も例年どおり各課に対するヒアリングを実施し、まずは一般職138人の適正な人員配置を行い、職員定数条例で定めております170人を超えることがないよう、計画的に必要な最小限度の増減を図り、臨時職員についても必要最小限度の人数を会計年度任用職員へと移行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 更新の見直し、半年から1年にこれから給与体系も賞与も正職に近づけ、掛率などの処遇改善で、そのままリンクするようなこともある。そして1,700万円の人件費としては増となるという、人数につきましては適正規模ということでございました。

その中で専門職、いろいろな仕事の難易度、今も現在も臨時職員さんそうだと思いますけれども、それがこの法律の改正で処遇改善ができるということは非常に喜ばしいこと、働き方改革ですかね、喜ばしいことかと思いますが、そんな中で仕事

の評価もこれからは、仕事の評価、正職員と同じ人事評価もある、その分責任も入ってくるということでございますけれども、とはいえ、正職員の方と臨時職員の方というのはまたそういう意味では身分が、身分というかすみ分けが違うと思います。

そんな中で、やはりちょっと心配な声があるのがありましたので、少し含んでちょっとお伝えしたいと思っておりますけれども、仕事の評価もあわせて、当然更新の可否というのはそれにより厳格にされていくことというのはさらに大事になるかと思っておりますけれども、一方、正職と同等の責任のある部署への仕事の配置や配分につきましても、これから細かい配慮がされていくかと思っております。

特に、例えば臨時職の方が、例えばこれは部門はいろいろだと思いますが、例えばの例ですね、個人情報のある部分を扱う税やそれから個人情報を扱う部門などを中心に、責任や守秘義務などについての職務や教育とかそういったことというのは多分まだされていないのかと思っております。

今度そういったことにリンクして、そうしたところがほぼ正職と同じであるということはどうなのかということにつきましての、ちょっと御質問もいただきました。守秘義務や責任についていかがか、そして適材部署へ適正人数と適材人員の配置が、これからさらに今課長のおっしゃったとおり期待されるところでありますけれども、そのようなことについての人事管理の意思をちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 現在の臨時職員制度の上での、現在の臨時職員の皆さんにも、当然地方公務員法の規定が適用されておまして守秘義務ですとかそういったもの、職務専念義務は課せられておりますし、職員研修につきましても、臨時職員を含めて一般職と同様の職員研修をこれまでも続けてきておりますし、今後につきましても引き続き続けてまいりたいと考えております。

あと待遇云々については、そういったふうになるんですけども、全く基本的には12カ月の雇用ということで、6月が12月にというふうに伸びますけれども、単年度雇用という考え方は国のほうは変わっておりませんので、一般職とおおむね同様というふうに申し上げましたけれど、やはり主事ですとか主査ですとか、やはり任せる職については、一般事務職で言いますと、そういったところで1級、2級の低いところでの職務を任せていくっていうふうにしていかなければいけないと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、教員ですとか保育士ですとか専門職の方々については、正職員と同じような同様の業務を担っていただいている部分もありますので、先ほども申し上げたそういう職種や職歴、過去の経験等にも応じながら初任給を決めていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） それでは、次に入ります。時間配分がうまくいきませんでした。

次の、役場庁舎整備事業などの元金償還からくる、この場合、実質公債費比率の上昇に伴う将来世帯への負担についてということで上げさせていただきましたけれども、これにつきましては通告は決算上程前の締め切りであるために、前年の決算の傾向と29年度実績で予測で出しておりますので、ずれがありましたら失礼いたします。

実質公債費比率は地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率であるとされますけれども、18%以上が起債に対する国の許可が必要など規制がかかるようではありますが、当然、当町はそのような傾向も懸念もありません。

一方、数値でいえば平成26年から29年までの4.0、4.5、6.0、8.9で、単年度推移は4.0、6.5、7.6、11.7とここで少し上昇となっています。決算審査の状況説明欄にも記載され、監査委員さんのお話もありました。確認で、ダブるところを承知し、一般の方々へも理由をお示しをいただきたいと思います。決算の代表監査委員さんから現状では大丈夫とのお墨つきがありました。

とはいえ、国からの財政約束も基金とのバランスで不測の事態には、時には反故となり得たりとないでしょうか。分母となる人口規模は現状、最高1万6,000人で高どまりの可能性も示されています。現状に甘んじず、客観的データに沿った現実感で、一刻一刻変わる世情や国の動向に注視したさらなる判断の仕事を期待したいと思いますけれども、実質公債費比率と将来世代の負担、お墨つきをいただいたということでございますので、確認の意味で一言お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、簡潔に御説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められました29年度の健全化判断比率、資金不足比率の算定結果につきましては、監査委員の審査をいただいた上

で、今回報告をさせていただいております。実質赤字比率で連結実質赤字比率、将来負担比率、公営企業に係る資金不足比率は、昨年度に引き続いて算定されておられません。

なお実質公債費比率については、前年に比べまして2.9ポイント悪化をしまして8.9となっております。こちらにつきましては、繰上償還を除く公債費の額の増加、エコール御代田の整備事業費に充てた地域総合整備事業債が普通交付税措置から外れた、また普通交付税の額が減額したといった3つの要素から2.9ポイント悪化となっております。しかし、こちらは早期健全化基準が25.0となっているような状況から、健全度を示す指標は良好であるといった状況であります。

また、今後の公債費の負担というところでありまして、町債をするということは、現世代の方のみならず、後世代の方にも御負担をいただくんだという観点から借り入れをしている部分もございます。しかし、今後の償還計画をしっかりと把握をした上で、繰上償還の実施についても引き続き検討しながら、健全財政に努めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 決算上の数字上のことと、また刻一刻と変わる世情に反応して、状況を見ながら臨機応変にやっただくというお返事をいただきました。

次に進みます。まずは保育園からエアコンの設置の早期推進をとして、ことしは関東甲信地方が6月に梅雨明けするという観測史上初めての例となりました。7月、8月と命にかかわる高温が続き、冷涼な当町も例外ではなくなりました。

7月、国も愛知県の小学生が熱中症で亡くなったことから、小中学校のエアコン設置補助を財政措置する検討に入りました。地表からの熱伝導率が高い幼児が集団で生活する保育現場は、子どもたちも保育者も過酷であります。

気象庁が続くと見通す近年の猛暑対策へ必要な環境整備を速やかに行うべきと考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、当町の保育園のエアコンの設置の現状について御説明をさせていただきます。

保育園のエアコンの設置につきましては、やまゆり保育園、雪窓保育園とも平成21年度から設置をしてくれているところでございます。設置済みの部屋につきましては、やまゆり保育園で4室、雪窓保育園で4室となっております。両園とも体温の調整が十分できない3歳未満のお子さんを預かるに当たりまして、順次整備をしてくれているところでございます。

また、3歳以上児童が集団で何クラスか一緒になって午睡時に利用するホールにつきましても、設置をしてくれているところでございます。

エアコンの設置がされていない保育室等につきましては、保健室の役割もあります事務室を含めると、やまゆり保育園で7室、雪窓保育園で10室となっております。2園とも事務室には扇風機が1台設置されておりますけれども、それ以外の部屋はシーリングファンが1台設置されているのみで、保育室全ては3歳以上児が利用しているところです。

なお、ここで言うシーリングファンというのは皆さんも御存じかと思いますが、説明をさせていただきます。天井に取りつけて回転させることにより、部屋の中の空気を循環させ、部屋の温度を均一に保つためのものであって、扇風機のように風邪を感じて涼しさを得るようなものではないということであります。

さて、議員さんの御質問の、今後のエアコンの設置についてですけれども、井田議員さんもおっしゃられており、今夏の全国各地で記録的な高温が続いております。気象庁によりますと関東甲信越など7月中旬の気温は、統計開始の1961年以降最も暑くなっているということで、7月27日には命に危険のある暑さ、一つの災害と認識していると、猛暑への注意を呼びかけていたところでございます。

また、気象庁の発表ですと、今夏の記録的な高温は幾つかの要因は重なっているということですが、地球温暖化に伴う全球的な気温の上昇も、その気温をさらに押し上げていると考えられているというふうに報告がされておりますので、今後、条件がそろえば、今夏のような高温になることも推測されるところでございます。

このため、保育園における子どもたちの安心・安全な保育を実施していくためにも、町の方針としまして町長とも話をしましたけれども、設置を前提として具体的な検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○ 6 番（井田理恵君） 足早で申しわけありません。実際に保育園のほうに伺ったところ、扇風機のみ事務室は平均 35 度 C、高くて 35 度 C、31 度 C 以上で、もう蒸し暑い状態でした。

今おっしゃるとおり保健室もない状況では、ここに発熱などで体調を崩した園児をお迎えに来るまでの数時間を寝かせている現状や、未満児以外のエアコンなしの対象園児は、お昼寝はホールで一斉に休むという今のお話もありますけれども、これは感染予防の観点からも保育者の職場環境の整備の面からも、真夏の面からも非常に懸念するところでもあります。

保育園は御存じのとおり、夏休みが基本的にはございませんので、そういうことも鑑みて、もうぜひ来年の夏の前に費用も安く設置できる時を見て、設置を希望するところですか、今の御回答が全てだと思いますけれども、今、その最後の部分をちょっと強調させていただきました。お答えは今ので全てだと思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

続けます。最後ですけれども、龍神まつりの保存と継承へ、若手職員の力をとということで、7月28日開催予定だった第46回信州御代田龍神まつりは、台風12号発生により中止となりました。自主発表の形でホールでは、太鼓の演奏、古龍の舞、子どもたちによる音楽演奏発表会などが行われて観光協会の屋台も出されました。宴会広場では雨の中、龍神の舞が披露されました。

祭りのエネルギーへの住民ニーズの答える工夫は未知数であり、若手職員もこのたびは多くの可能性を見出しました。私はそばに見聞きしていろんな可能性を見出しました。さらなる充実に向けて関係者間の意見調整や新たなアイデア創出への力を期待いたします。

その中で、必ず実行委員会のお祭りなんかがあると思うんですけれども、そんな中で、実行者である舞い手や、そして太鼓の提供者の皆様が、なるべく現場の地域の皆様ともっとコミュニケーションをとれるようなちょっと皆さん若い人たちでありますから、やはり役場の職員さん、担当の職員さんなども、またさらにそのパイプとなって伝わりにくいところをしっかりと伝えて、さらなるお祭りの文化の価値のアップにつなげていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井正彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

ことしの龍神まつりは、実行委員会、役員会での協議を経て、本番前々日の26日に中止を決定するという、近年ない極めて異例の対応をとったところでございます。台風12号の進路予測からは、被害を免れないだろうという判断のもとに役員会の総意として決定したものでございます。

また、同様に祭りに向けて練習を積んできた、主役であります龍の舞保存会、龍神太鼓「鼓響」、ステージ発表出演団体にも、実行委員会とは切り離した自主発表という形で発表の場を設けるという決定もしてございます。これは祭りを、心待ちにした皆様の熱意やエネルギーを積み上げたものでございます。

この自主発表会の実施に際しまして、佐久警察署御代田町交番による警戒のほか、産業経済課を挙げて危険防止や安全確保、来場者の案内に当たっております。また、各区長にも中止の放送をお願いしまして周知をしていただきました。

当日は、朝から雨が降る中、シャトルバスの発着場、臨時駐車場、御代田駅に職員を配置し、県外などから中止の決定を知らずに訪れた人のために、祭りのうちわや観光パンフレット、ゆるキャラの飴などをお詫び品として配布しながら対応しました。自主発表会では、エコールみよた、龍神の杜公園の両会場で会場整理と出演者の補助を行いました。

さて、この龍神まつりでございますが、井田議員御承知のとおり、実行委員会が主催してございます。町、観光協会、商工会の公演のほか、区長会、安全協会など数多くの団体と関係者の理解と協力を得ながら、町民の祭りとしてつくり上げております。

龍神まつりは、その前の夏祭りの昭和46年から始まり、長い歴史を経る中で現在のスタイルに至っております。来場者は毎年3万人を超える規模となっておりますが、駐車場の確保や打ち上げ花火などの経費として、観光協会会員が町内の事業者を訪問し募る協賛金が減少傾向にあるなど、多くの課題を抱えていることから、段階的にあらゆる角度から祭り全体の見直しをかける予定でおります。新たなアイデアなどに期待し、祭りの充実に向けて実行委員会を中心とし、町の若手職員を含む関係者・関係機関との調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

ただし、祭りそのものは町からの補助金700万円と、先ほど申しあげました観光協会からの補助金200万円の、合わせて900万円の公費が主な財源でござい

ます。毎年実行予算に対して、かつかつの状況で実施しておりまして、さらなる人的金銭的支援が困難であることにも御理解をお願いしたいというふうに思います。

龍神まつり実行委員会規約第3条にあります「町民祭りとしてスタートして信州御代田龍神まつりを地域に根づいた祭りとして次に世代への文化継承と地域の活性化に努める」という目的が果たせるよう、事務局として今後も努力してまいりたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、回答をいただいた中で、内容で私が聞き及び、また目にしてきた事実にはほぼ間違いはないかと思われまます。今後も工夫、努力される等のことに頼もしさと期待を寄せます。

実行者である保存会では、舞い手の担い手を地元の中学生などからもっと底上げしたいこと、太鼓の保存会の皆様、本当に子どもさんから中学生もそれこそ地域に根差しております。舞い手のほうでは少しそういうところが足りないということで、自分たちも地元中学生の中から、もっと底上げしたいというそういう声をいただきました。

祭り当日に、常に警備や見回りに回る区長さんなど、せめて夜は観覧場所を設けて見ていただく、こういう意味での地域に根差すという、どうすればいいのかということも模索しているということも耳にいたしました。などそこも地域とのつながりを大切にしたい意志があります。

このままの勢いでさらに具体的な課題を捉えて、この総経費900万円近いお金を本当に有効活用できるような文化、地域の祭りとして、そして、さらにまた内外にもインバウンドとは言いませんけれども御代田の、この存在感を出していくために、さらに進化に向けた係に若手を中心にパイプ役の働きをお願いしたいところでございます。いかがでしょうか、最後に確認をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

現在、非常に祭りに対しては変革というか、過渡期に差しかかっているのかなというような気もいたします。地域の声もパイプ役として職員のほうも努力しているような方策をまだまだ考えていかなければならないかなというふうには思いますが。

このところ毎年、最終土曜日開催日となっております。ある意味、見直しをかけ

るという部分につきましては、例年、雨に見舞われているということから、この雨に非常にたたかれるということになりますと、スケジュールのほうに支障を来します。非常に効率や集客にも悪い影響を与えるというところから、近年の祭り日程や気象統計などにも考慮しながら、開催日の変更も考える必要があるのかなというふうなことも、一つ考えております。

また、祭りのほとんどが先ほどもお話しましたけども公費ということで賄っておりますので、無理な背伸びをせずに、費用面である程度身の丈に合った等身大のものにしていく必要があるのかなというふうに感じております。どこの部分の予算に重点を置くかということによって、さまざまな面での検討を考えていきたいと思っております。

ただ、祭りを大きくするというのではなく、町民が気軽に参加できる、町民による手づくりの祭りという原点に立ち返り、適正な規模で開催し、格式を上げていくなどと、検討の余地があるというふうに感じているところでございます。

また、各区の舞踊流しに対する苦慮や状況などもさまざまであろうかと聞いておりますし、町外からの来賓客のおもてなしにつきましても、現状を振り返り改めていく必要があれば、見直していきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長、答弁の途中でございますが、制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○産業経済課長（大井政彦君） 先ほど申し上げましたとおり、来場者多くお越しいただき、特に夕方以降混雑することから、階段の安全性や防犯面などにもどうかという声もささやかれておりますので、加えて財源の確保などの観点からも有料席の検討も声が聞かれております。シャトルバスの利用も無料で果たしていいのかというふうな……。

○議長（小井土哲雄君） まとめてください。

○産業経済課長（大井政彦君） はい。多くの方に祭りを安全にご覧いただく工夫も必要かというふうに思っておりますので、これからもさまざまな声に耳を傾けながら、実行委員会にもお諮りして計画してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員、時間ですので終了してください。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告2番、井田理恵議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

(午後 0時10分)

(休憩)

(午後 1時30分)

○議長(小井土哲雄君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告3番、市村千恵子議員の質問を許可します。市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 通告3番、議席番号12番、市村千恵子です。

熊本大分地震や大阪北部地震、西日本の豪雨災害、北海道南西部の胆振地方を震源とするマグニチュード7の地震において、多くの方が被災された方々、多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興と復旧がされることを望むものです。

私は、3点質問いたします。

1点目ですが、熱中症対策でエアコン設置の考えはとブロック塀の総点検等撤去に補助金をと福祉医療費の受給者負担金の軽減をという3点について質問いたします。

まず1点目ですけれども、地球温暖化の影響で年々夏の気温は上昇し、観測史上の記録を更新している中、熱中症対策が喫緊の課題であります。気象庁はこの高温状態を一つの災害と認識と表明し、国も動き出し、エアコン設置に補助金活用の動きも出てきている中、当町における公共施設等のエアコン設置の考えと熱中症対策について質問していきます。

気象庁は6月29日、関東甲信越地方が梅雨明けしたと見られると発表しました。記録が残る1951年以降、同地方では最も早い梅雨明けで、6月は初めてのことだそうです。最も早かったのは2001年の7月1日でした。昨年に続き2年連続九州よりも早い関東甲信越の梅雨明けとなったわけです。7月23日は埼玉県熊谷で41.1度、最高記録を更新し、8月8日にも岐阜県美濃市で41度、8月23日には新潟県の胎内市中条では40.8度になりました。この7月、8月と酷暑が続く中、愛知県で小学1年生の児童が課外活動後亡くなるなど、痛ましい事故が発生しました。今回、政府も対策も乗り出した学校等のエアコン設置であります。総務省消防庁は8月7日、熱中症のため4月30日から8月5日の約3カ月に救急

搬送されたのは累計7万1,266人で、年間で過去最多だった2013年、このときの統計では6月1日から9月30日まででありましたが、5万8,729人を既に上回ったとの速報値を発表しました。死亡は138人、長野県の3カ月の救急搬送は1,184人でそのうち亡くなられた方は4人だったということです。

気温と熱中症の関係を研究する首都大学の東京の藤部文昭特任教授は、気温が1度高いと死者数は1.5倍に増え、高まるほど増加率は大きいとの指摘もしています。町長の招集挨拶にもありましたように、当町においても例年だと3件ほどの熱中症の救急搬送が、ことしは10件ほどあったと、大幅に増加して当町も例外ではなくなってきたと感じています。

そこで、学校、子どもたち、本当に小さい子どもにとってはこの熱中症対策、非常に日中気温が高温になると本当に命を脅かすような状況になるわけですが、学校の環境面において、町は数年前に南北小学校については、大規模改修のときですか、扇風機の設置が実施され、中学校においては30年度の新年度予算で1,742万1,000円が盛られて扇風機、エアコンというのが設置されたと。でもそれは、設置の時期はいつかという質疑だったと思うんですけれども、ちょっと学校授業中はできない中で夏休みに入ってということだったわけで、かなりこの7月高温だったという中ではかなり環境が大変だったのではないかなというふうに感じるようです。

先ほどは保育園の状況はお伺いしたわけですが、学校、児童館の現状についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 場内暑さを感じる方、上着を脱ぐことを許可します。

内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、最初に教育委員会から小中学校における現状と対応等についてお答えいたします。

当町における夏場の気候は比較的涼しく恵まれた環境でありましたが、近年の高温状態により、小中学校では児童生徒の学習環境の対応に苦慮しているところでございます。

最初に、小中学校における熱中症対策としましては、まずは児童生徒の様子をよく観察すること、それからこの期間水筒を持参しておりますので、細かな水分補給

をとることで体調不良が起きないように注意しております。

さらに、衣服の調整、水分補給のタイミング、生活習慣を整えるなど、児童生徒自身が体調管理できるよう、生徒を指導をしております。

気温が高い場合は、屋外での活動を避けるなど、児童生徒の体調に配慮しながら授業を行っております。

ことしは、夏休み中のプール開放についても、プールの水温が高い状況や行き帰りの気温を考慮し、休み中のうち数日を中止にしております。

なお、小学校の運動会は昨年から6月開催にしておりますので、残暑の時期に運動会の練習を屋外で行うということがなくなりまして、ことしはその点では安堵しているところでございます。

中学校の部活動中における熱中症対策としては、水分補給の時間を設けるとともに、体育館に温度湿度計を設置し、部活顧問による客観的数値の確認を行い、熱中症を未然に防ぐよう努めております。

次に、小中学校における空調機器の整備状況につきましては、議員おっしゃるとおり、3校ともに全ての普通教室と特別教室に天井用の扇風機を設置したところでございます。平成25年には、北小学校に104台、平成26年には南小学校に134台、そして、今年度は中学校に149台を設置しました。天井用の扇風機は、普通教室にそれぞれ4台設置しており、床に置いたり壁に設置する扇風機とは違って、扇風機の首が360度回転するため、教室全体に風を送風することができ、学習環境を整える上で一定の効果があったものと考えております。

次に、エアコンの設置状況につきましては、北小学校と南小学校には保健室とパソコン教室に設置してございます。

中学校は保健室とパソコン教室、図書館、会議室に設置されておまして、今年度は新たに音楽室にも設置したところでございます。そのほかの教室については、先ほど申し上げたとおり、天井用の扇風機のみとなっております。

ことしは、7月から30度を超える日が多く、この高温状態を考えると、将来的にはエアコンの設置も検討していかなければならないと認識しております。エアコンを3校全校に一斉に設置するとなると、エアコンの機器の費用とそれから電気設備の改修など多額の財源が必要となります。今後国の設置補助の動向や近隣市町村の学校の状況、それからそれぞれ校内の温度など、それらを踏まえながら検討して

まいりたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それでは、児童館の状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

児童館につきましては、2館あるわけですが、それぞれ昨年までに新設されたものがございます。

まず、大林児童館につきましては、増築しました建物の児童クラブ室、多目的室、図書室、事務室にそれぞれエアコンを設置してございます。エアコンが未設置なのはホール、あと遊戯室になりますが、ホールにつきましては扇風機6台、遊戯室につきましては扇風機2台、既存の建物の各部屋につきましても扇風機が設置されております。

児童館につきましては、遊戯室以外の部屋にエアコンが設置をされているところでございます。

あと熱中症対策でございますけれども、児童館につきましては、夏休みも含めて、勉強や食事など、全体で行動するときは必ずエアコンのある部屋を利用させていただいております。

また、小まめな水分補給はもとより、子どもたちで育てたキュウリがあるわけですが、そちらの塩漬け等の提供もしているということでもあります。

また、気温の高い日につきましては、小学校と同じく外での遊び等は控えているところです。どうしても子どもさんたちですので、遊びたいというときににつきましてはミストシャワーを庭に出すなど、きめ細かな対応をしているところでございます。

それと設置につきましては、児童館につきましては乳幼児の方も利用するわけですが、その場合、当然ですけれども保護者同伴であり、また利用する場合もエアコン等のある専用の畳の部屋、そこを利用していることから、ほとんどの方が利用者が小学生以上である未設置の児童館の各部屋、特に大林の既設の部屋につきましては、今後の利用形態等を総合的に判断しまして、設置が必要かどうかというところも含めて検討してまいりたいと感じておるところでございます。

回答については、以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今お答えあったように、小学校の場合、かなり天井のほうに100台、北小が104台ですか、それで南が134台、中学校が149台と、それから天井だということで非常にこう効率もいいのかなというふうに感じたところでは。

児童館においては大体新しく新設されたという中で設置が進んできているわけですが、ちょっとまだホールの方ができていないというところでは今後の課題なのかなというふうに思いました。

先ほど井田議員の質問にもあったように、保育園においては3歳未満児の部屋にはやまゆり4室、雪窓保育園も4室ですかね、設置されておりまして、まだ、それから午睡、お昼寝するようなホールについても設置されているということで、やまゆり保育園においては7室、雪窓保育園においては10室がまだ未設置だということでもありますので、今後の課題なのかなというふうに思うわけです。そういう中で、一番、先ほども国の補助金の状況を見ながら学校のほうでは考えていきたいという答弁でありました。

文科省の調査では、昨年4月1日時点で公立小中学校の普通教室のエアコン設置率は49.6%と全体の半数にとどまります。災害時の避難所となる学校体育館等の空調設備の設置率はわずか1.2%となっています。文科省は緊急にことし9月1日現在の設置状況を調査して、9月末には発表の予定だとしています。

公立学校のエアコン設置の国庫補助は、学校の新設増築の場合は、公立学校施設整備費負担金ということで補助率が2分の1、工事費用にエアコンを含めることができるということです。また、学校施設環境改善交付金というのがありまして、エアコンの本体と工事費用の合計額の3分の1を補助するというものもあります。

しかしながら、この国庫補助がありながらも、学校のエアコン設置が進まない原因というのは、国の予算が大変少ないことでもあります。17年度補正と18年度当初予算合わせても1,344億円で、文科省が自治体からの要求を積み上げ概算要求した2,000億円からは低く抑えられました。

また、交付金の使途も学校耐震化と老朽化、トイレ改修が優先され、エアコン設置は後回しにされてきたという実態があります。

例えば、この交付金があるということで、愛知県内の今年度、学校施設環境改善

交付金を使いたいということで、空調設備の申請を67校したそうですけれども、1校も対象になりませんでした。

安倍首相は、当面は予備費で対応するとし、このエアコン設置にですね、さらに補正予算編成も視野に財政措置を検討する考えを表明したと報道もされています。菅官房長官は、7月24日の記者会見で「小中学校にエアコン設置できていないところには、早急に設置しなければならない。来年の夏には間に合わせたい」と述べ、これを受けて同日、林文科大臣も文科省として自治体に積極的な対応を促す通知を出すなどの対応をとる、学校施設環境改善交付金の総額を確保し、積極的な対応を促す通知を出すなどの対応をとると、国庫補助が行き渡るように総額を確保して国庫補助が行き渡るようにしたいと述べ検討が始まっているわけです。

奈良県は、公立小中学校の普通教室への設置が7.4%極端におくれていることから、県知事が財政事情が大きいとして、県独自の市町村への財政支援の検討を表明したという報道もありました。

長野県においては、8月21日、阿部守一知事が文科省を訪れて、県の市町村が計画する小中学校・高校へのエアコン設置が順調に進むよう、必要な財源措置などを求める文科省宛ての緊急要望を提出したとの報道あります。学校へのエアコンやクーラーの設置は、猛暑が続いた今夏の知事選でも論点に浮上していました。要望書は県内公立学校のエアコン設置率というのは、2017年4月1日時点では小中学校では8.6%、高校では13.7%となっています。というのも、長野県は冷涼な避暑地的な意味合いもあったので、今までは本当に涼しい中でエアコンの設置というのは、本当、私もこの御代田に30年近く住んでいるわけですけど、本当に来たころは本当に涼しくて、夏しのぎやすい、とてもいい気候でありましたけど、この30年約経過する中では本当に東京と変わらないくらいの暑い日も感じているわけです。そうした中で、公立高校や特別支援については県が責任でできるだけ前倒しで整備すると9月補正予算に関係予算を経費を盛ると検討する考えを示したとの報道でありますけれども、ぜひともこの補助金、国のほうが、まあ動向を見ながらということもあるわけですけども、ぜひこういった補助金が活用できるようになったら、町としては設置していく考えなんではないでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 先ほどの最後の質問のところでも申し上げたんですけど、設置

していかなければならないということは認識しております。国の補助も、議員おっしゃるとおり、耐震の工事ですとか、ブロック塀ですとか、エアコンの設置ですとか、それら全て含めての補助金になってその総額になっておりますので、エアコンの部分でどの程度使えるのかもちょっとはつきりしておりません。なので、それからあと3校で設置した場合に、大体どのくらいかかるかというのもまだそういった積算もしてございませんので、そういったものを全部把握した中でまた財政部門とも協議していかなければいけませんので、そういった手順を踏んで検討のほうを進めていきたいと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） それで先ほど言っていたように、補助金がとても前は1,344億円ととても低かったわけですが、ついこの間の8月30日ですか、その新聞によれば文科省は2018年8月30日、2019年度、31年度ですね、文科省の概算要求を発表して、2,432万円ほど盛ったというようなことが報道されておりました。ですから1,344億円からすると、非常にやはり今回、エアコン設置を促進する意図が見られるなというふうに感じているところです。

今の国の動向を見ながらということではありますが、私もちょっと知らなかったんですが、学校保健安全法の中の学校環境衛生基準っていうのがあるわけですが、それが54年ぶりに改正されました。というのは、1964年の通知以来、学校の温度環境というのが最低は10度以上、それで最高が30度以下というふうにしていたものを17度以上、それから気温は28度以下というふうに学校環境衛生基準というのが見直しされたそうであります。厚生労働省が事業所の室温基準を17度から28度と定めていることを参考にしたということではありますが、ぜひこの基準というのも見直された中で、ぜひ子どもたちが安全に過ごしやすい環境の中で学習ができる環境を頑張っていたきたいなというふうに思います。

しかしながら、今回これまでの、先ほど来あるように、かなり積極的に扇風機などの設置というものをかなり早くから取り組んでいただいていたことにはとてもよかったのではないかなというふうには感じております。佐久市においては即こういう状況の中で扇風機をすぐに設置したという新聞報道がありましたので、当町においてはもう設置されているという中では非常によかったかなというふうに思っています。

次に、この熱中症で搬送される人が多いわけですがけれども、特に警戒が必要なのが高齢者と子どもということなんです。高齢者は脱水になりやすく体調調整機能も弱い特徴があり、周囲が注意することが大切だということで、厚労省の統計では熱中症の亡くなる人の約8割が65歳以上の高齢者との結果も出ていますので、そういう中で当町における高齢でありますひとり暮らしの方、それから生活保護受給者の方への町としての熱中症対策というか、何かされているでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

高齢者の方は温度に対する感覚が低下するため、室内でも熱中症にかかりやすいと言われております。このため、水分補給を計画的に行い、外出時は直射日光や汗で水分が失われやすいため、日差しや熱の影響を受けないよう日傘を使用したり、気温や湿度をはかり、室内を涼しくする工夫が大切と言われております。

保健福祉課では、熱中症予防月間、これは7月1日から7月31日でございますが、の始まる前の7月より、始まる前からですね、健康推進係の窓口、保健センター内外に熱中症予防のポスターを掲示し、また熱中症予防と熱中症が疑われるときの対処方法についてのリーフレットも置き、予防を呼びかけました。

また、職員の家庭訪問時、各地区での健康教室、介護予防教室等でも熱中症の予防について繰り返し話をし、予防について啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、先ほど一つあれだったんですけども、今はつつ介護予防教室とかの熱中症対策ということで出たわけですがけれども、当町には公民館などを使っての対応をされてはつつサポーターとか夏も結構やっているわけですがけれども、町として、公共施設そうした世代間ですとか公民館、特にそのはつつ介護とか頑張っているところもあるわけですが、そういったところでのエアコンの設置というのはどのように考えているのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） どなたの担当でいらっしゃいますか。お答え願います。

暫時休憩します。

（午後 1時57分）

(休 憩)

(午後 1時58分)

○議長（小井土哲雄君） 一般質問を再開します。荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長（荻原春樹君） 申しわけありません。私のほうで答えをさせていただきます。

区の公民館と言われるものにつきましては、世代間交流センターですとか担当課でそれぞれ管理をさせていただいておりますけれども、区と指定管理を結ばさせていただいておりますけれども、設置する備品等については区のほうで設置をしていただくような形でこれまで進めてきているかと思えます。コミュニティーの助成金等を活用して設置をしていただくのが一番よろしいかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 町のほうにはコミュニティ助成事業というのがあるので、ぜひ各区への周知のほうもしていただけたらなど。実は今回、今手を挙げているところで、そういうことも一つ検討しているところなんですけど、ぜひ採択されるようにお願いしたいなというふうに思うところです。

この今、高齢者、それから生活保護の訪問のときに熱中症対策などには指導されているというお話でありました。本当に生活保護受給者に対して厚生労働省は6月26日に生活保護世帯の熱中症予防のため、要件を満たせばエアコン購入費用上限5万円の支給を認めることを決め、通知を各、これは都道府県ですか、御代田の場合、通知を出しているということでもあります。このエアコンの費用の支給というのは初めてだそうであります。既に6月1日から運用を始めているということで、この猛暑酷暑が続いている中で、生活困窮者に対して厚生労働省のほうではかなり限定的でありますけれども5万円の支給額を決めた。4月以降に生活保護の受給を始めた世帯が対象になるため、それ以前に受給されていた方は対象になりません。そういうところで非常になぜそこで区切るのかというのがわからないわけですけれども、今現在、町はこの生活保護については県から福祉事務所が当町の場合は置いていないので、町を通して県のほうに上げるということでもありますので、この件についてどのような見解を持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

ただいまの市村議員がおっしゃったように、確かに6月27日付で厚生労働省社会援護局長より通知によりまして、生活保護法による保護の実施要領について一部改正が行われておりまして、一部の見直しという内容の中にはやはり熱中症による健康被害が多数報告されているということ踏まえて、一時扶養費の対象で冷房器具を加えております。

生活保護世帯でございますけれども、当町は37世帯というふうになっております。やはりその対象に対してそういったものが7月1日から保護開始になった方については認められているということでございますので、当町は生活保護の対応につきましても、先ほども議員がおっしゃるような、県の管轄となっておりますので特別な事情がない非保護世帯のエアコン設置について今後町から県に要望を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） ぜひ県のほうに要望を上げていただきたいと思います。

そういう中で新規の人だけを対象にするのは制度の不備として市独自で実施した自治体もあるわけですが、認定された世帯が7月1日以降に購入したエアコンについて本体5万円、設置費3万円を上限に補助すると。これは福島県相馬市でありますけれども、生活保護を受給していない住民税非課税世帯のうち65歳以上の高齢者がいる世帯には3万5,000円の上限に購入設置の合計金額の7割を支給ということで実施している自治体もあります。既にエアコンが1台でもある世帯は対象にならないということで実施されているわけですが、今県のほうにしっかりと要望していくということなので、なかなかこう町独自でやるというのは難しいのかなというふうには思うわけですが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 生活保護受給世帯でよろしいんですね。

○12番（市村千恵子君） はい。

○保健福祉課長（古畑洋子君） そちらにつきまして、やはり県の管轄ということでございますので、当町として独自の設置等については実施はしていく予定はございません。

ん。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） そうですね。ぜひその県に要望していくときに当たっては、電気代が高くなるということでその生活保護世帯の方は懸念してエアコンも控えているというようなケースもある中で、やはり下記の加算なども増額も踏まえてぜひ要望していただけたらなというふうに思います。

次の質問に移ります。

ブロック塀の総点検と撤去に補助金をということで、大阪北部地震で高槻市の小学校でのブロック塀の倒壊による死亡事故を受けて、ブロック塀の点検と撤去が全国的に始まりました。公共施設においては、国も補助金活用を推進しておりますが、町内の特に通学路やそれから幹線道路沿いにあるブロック塀などは個人所有のため個人の判断に任されているのが現状だと思います。安全対策の面からも点検のための探知機の貸し出し、それからブロック塀の撤去に対しての補助金の創設などの考えについてお聞きしたいと思います。

この問題については、私、23年9月の一般質問でも取り上げました。住宅リフォーム助成制度が始まったときでありまして、その住宅リフォーム補助制度の中にこのブロック塀の撤去、それから生け垣の設置に補助ということで質問したわけですが、住宅リフォーム補助制度自体が翌年実施できるかわからないという中で答弁はなかったわけです。28年の9月議会においてもやはり、この間地震が起こるたびに結構やはりブロックの倒壊などが見られる中で、ぜひ安全対策の面からもブロック塀の撤去に補助金をということで質問したわけですが、担当課長の答弁では、やはり優先すべきは母屋、住宅建物、それを耐震をしっかりとやっていくんだというお話でありまして、ブロックについてはあくまでも個人の財産なので土地所有者、建物所有者のその後の処置もあくまでも個人の財産で管理していただきたいということでありました。7月ですか、こうした6月18日のその北部地震のブロック倒壊事故を受けて、文科省は6月19日、全国の学校設置者に対してブロック塀等の安全点検等を要請を行ったということで、7月の全協で教育委員会のほうからは説明を受けたわけでありまして、この間、ブロック塀の危険性というのは1978年の宮城沖地震で大きな被害が出たのを機に指摘されてきました。81年

に建築基準法施行令が厳格されて倒れにくい構造にすることが義務づけられました
が、このブロック塀については見過ごされてきました。地震対策の中でブロック塀
は盲点になっていたわけです。建物の耐震化は1995年の阪神大震災を機に意識
が高まり、学校の耐震化も進んで、今ではもう100%近くになっている状況だそ
うです。しかしこのブロック塀は文科省による年1回の耐震化の調査でも対象にな
っていませんでした。このブロック塀の倒壊は子どものみならず、この間の大
阪の地震においては80歳の子ども見守り隊の方が学校に見守りに行く途中で被害
に遭われて、お一人の方が亡くなっていると。本当に地震、この間の台風の風も
そうですけど、本当に何が凶器になるかわからないという、災害のときにはありま
す。そういう中で町もホームページのほうでブロック塀の安全点検の実施をお願い
しますということを出しているわけですが、この間の町のその調査状況をお
知らせ、学校とそれから通学路と幹線道路ですか、その点について状況をお願いし
ます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） それでは教育委員会からブロック塀の点検状況と対応につい
てお答えいたします。

6月18日に大阪北部地震に伴う死亡事故を受けまして、教育委員会では翌日の
19日に小中学校の敷地内の点検を行っております。

点検の結果は、学校敷地内にはブロック塀はございませんでした。この点検結果
については、6月22日に小中学校の保護者へ文書でお知らせするとともに、あわ
せて児童生徒が通学する通学路における危険箇所の情報提供を依頼しております。

その後、保護者や住民の方からブロック塀に関する情報が寄せられ、通学路沿い
のブロック塀などが傾いていて心配という連絡が5件ありました。連絡を受けて教
育委員会では、所有者のお宅を訪問し、ブロック塀の状況を説明しながら今後の対
応についてお願いしたところでございます。このうち1件のお宅については、早々
に御協力いただきまして、既にブロック塀を撤去していただいております。

情報提供があった中にはブロック塀の傾きもなく、建築基準法施行令の基準を満
たしているものもありましたが、一応こういった情報を提供されましたので、学校
を通じて児童生徒へ気をつけて登下校するよう注意喚起を行いました。

そのほかにも県道に面した急傾斜地のコンクリート吹きつけ工作物、こちらに亀

裂が入っている、そういった情報も寄せられましたので、建設水道課を通して建設事務所へ修繕の要望書を提出してもらいました。

通学路のブロック塀に関しましては、教育委員会では以下の対応をしており、引き続き災害時における危険性という視点で通学路を点検して、より一層の安全確保と事故の未然防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは幹線道路沿いのブロックの設置状況についてお答えいたします。

町内の主な幹線道路、塩野御代田停車場線や雪窓向原線など、10.9kmの沿線の設置状況について確認いたしました。ブロック塀やコンクリート塀、塀と思われるものについては307カ所ございまして、そのうち歩道に面しているところは47カ所ありました。

設置状況につきましては、おおむね健全な状態であると見受けられますが、あくまでも目視の点検でございますので、設置基準に適合しているかはそれぞれの詳細な調査を行っていただく必要がございます。

個人所有のブロック塀につきましては、所有者が対応していただくことが原則でございます。所有者による対応を促進するため、国土交通省からは安全点検のチェックポイントが示されたほか、町におきましても安全点検の呼びかけを7月10日の各区の回覧板、また広報やまゆり9月号により行ったところでございます。

また、長野県においては7月中旬から鉄筋探査機の貸し出しを始めております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 県のほうでは金属の探知機は貸し出ししているけど、町で購入して住民の方に貸し出すという考えはないのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 鉄筋探査機につきましては、8月末現在、県で貸し出している件数が二、三件ということですので、今現在、町のほうでは購入をして貸し出すというところまでは考えておりません。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今の説明の中でもブロック塀は個人の所有なので個人で管理

というお話もあったわけですが、そういうような中、国のほうもやはり補助金とか交付金がなければなかなか自治体が独自に進めるというのは非常に難しいだろうという中で、国交省のほう、6月25日付、都道府県宛てで事務連絡ということで、ブロック塀等の撤去にかかわる支援について、防災安全交付金等の効果促進事業の対象とすることが可能であることをお知らせするとの連絡などを行っているということもあります。こういった交付金を活用してブロック塀の安全対策事業、ですから災害時の防災安全交付金ということで実施することが想定される効果促進事業ということでそのブロック塀の倒壊による道路閉塞を防ぎ安全な避難路を確保するため、ブロック塀等の除却、生け垣を整備を行うということに対しての補助金ということで、自治体が負担した分の2分の1ということで交付される補助金とかもあるようです。これを活用すれば自治体はその補助金に対して3分の1の負担で済むというようなこともございますので、ぜひ、そういう中で今一斉にいろんな自治体でこのブロック塀、やはり危険だということで、小学生が亡くなったのはかなり高さのあるブロック塀でしたけれども、80代の方が亡くなったのは2mの高さの10mぐらいの、だから通常よくあるようなブロック塀ですよ。そういうところで80代の方が亡くなっているということがありますので、本当に個人の財産という部分ではありますけど、この防災安全対策という観点からして、佐久市がこの補助金を実施するとの新聞報道がありました。9月8日、一般質問に答えてのことだったらしいですけども、住宅など民間が所有するブロック塀の転倒被害を防ぐため、新たに撤去費用を補助する方針を明らかにしたと。来年度から撤去費の半額20万円を上限に補助する方向で検討。緑化推進も図ろうと撤去後に生け垣を設ける場合は5万円を上限に設置費の半額を支援する方針だとして、必要な予算としては佐久市の10万都市のところで年間380万円との想定であります。こういう実施状況もあるわけですが、撤去に対する補助金の創設というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 議員さんがおっしゃるとおり、佐久市については補助金制度は平成31年度から実施する方向で今準備をしているということでございます。

県内においては、77市町村の中18市町村の約23%の自治体についてブロック塀に対する何らかの補助制度を設けております。そのほかは撤去を主とするもの

でございます。

佐久管内においては、今年度、今現在については市町村はございません。

国土交通省では、所有者に対して点検の実施、また基準不適合の疑いのある場合は専門家に相談することなどを促しているところです。建築関係の業界団体へ協力を要請しております。また、自治体に対しては所有者への周知、呼びかけの協力を求めています。現時点におきましては、政府の対応、または近隣自治体の状況等を注視し、今後必要に応じて町内の関係部署とともに独自の支援制度の必要性について検討してまいりたいと考えております。

なお、報道等におきまして、政府閣僚が支援の必要性を検討したいと発言しております。また国土交通省が自治体向けにブロック塀の撤去補助事業に交付金を検討しているとの報道もあります。検討に際しては、こうした動きも注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） ぜひ、なかなか単独でというのは難しいと思いますので国・県のそういった補助金の動向などを注視しながらぜひ実施できるような、除却に対する補助制度が創設されるよう希望するものです。

続きまして、3点目の福祉医療の受給者負担の軽減をということで質問いたします。

この8月1日より子どもの医療費が窓口無料化となり、当町においては受給者負担金500円であるため、医療機関での支払いが最大500円ということになります。県内77市町村の中で9町村が受給者負担、この500円を求めていますので、完全窓口無料となっています。今まで保護者が一旦医療機関の窓口で支払い、二、三カ月後に月1回発行されるレセプト当たり受給者負担というのが500円、薬局に行けばさらに500円、他の科にかかればさらに500円、その引いた額が保護者の口座に振り込まれるというような形態でありましたが、国は2016年の12月にこの窓口負担がない方式をとる市町村に課してきた国民健康保険の補助金減額措置、ペナルティーについて、18年度から未就学児分に限って撤廃することを決めました。これを受けて県と市町村の検討会が議論し、17年3月窓口無料化の対象年齢を少なくとも中学校卒業までとするようになってこの8月1日から実施されています。

県のまとめによれば、窓口無料化の対象年齢について55市町村は独自18歳まで延長してやっております。当町もこの中の一つです。15歳までというのが20市町村で伊那市と駒ヶ根市は通院が15まで、入院は18までとして実施されているようであります。完全無料化の9町村を除き、受給者負担500円は51市町村、そして300円なのが17町村ということでありまして。この近隣の中では、今のところ500円というのが多いようであります。

当町におけるこの受益者負担金というのは、どの程度、子どもの医療費の中でなっているのか、またこの国の国庫負担金のペナルティーというのは、未就学までは先ほど廃止されたということでありまして、8月1日から中学校卒業まで窓口無料を実施した国のペナルティーは県の支出ですかね、それが当町においても負担があるのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

子ども医療費については、平成22年度に、出生から小学校卒業までの児童を対象に所得制限を撤廃し、対象範囲を中学校卒業までに拡大しております。また25年度からは中学生の所得制限を撤廃し、中学生まで全ての子どもを対象とし、ことし4月からは対象範囲を高校卒業、18歳年度末までに拡大してきました。この8月からは医療機関での支払いが1レセプト当たり500円までとなる現物給付方式を実施しているところでございます。

子ども医療費を完全無料化にし、受給者負担額、これは1レセプト当たり500円まででございますが、これを町が負担する場合の試算額は、平成29年度実績により約1,200万円に上がります。給付額は1.35倍になります。ことし4月に対象範囲を高校卒業、これは18歳年度末まで拡大しておりますので、その拡大分を平成29年度の実績の中学生と同額で試算いたしますと、168万円です。トータル1,369万円になります。

また、子ども医療費の窓口無料化を実施した場合には国民健康保険のペナルティーが発生するわけですが、当町の国民健康保険ペナルティー試算額は、平成29年度の子どもの医療費支給実績で計算いたしますと99万円になります。

現在、国においても当町においても社会保障費が増加しているこのような状況の中で、この福祉医療費給付制度を持続可能な制度とするため、今回の御意見は今後

の課題と考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今29年度の実績においてのこの500円の負担分というのは当町においては1,200万円ということでしたかね。そうすると100円下げると大体220万円ぐらいですか。240万ぐらい。そうすると300円、200円になると当町においては500万近い支出になるのかなという気もするんですけども、多少の自己負担というのは求めなきゃいけないのかなと理解はするんですけども、やはり500円で本当に子どもが2人いて、一科で済めばいいですけど、小児科、耳鼻科それから薬局というふうになったりすると、ちょっとやっぱり負担というのが厳しいかなという中では、できたら300円ぐらいの減額するという、段階的に軽減というのは一切考えていないのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

参考までに、隣の軽井沢町は300円の負担をことしから500円に上げております。やはりこちら、先ほども申し上げましたように、持続可能な制度とするためにはやはり今回の御意見は今後の課題というふうに捉えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 先ほども言ったように、国のペナルティーがなくなったという中で、県と市町村の検討会がこの福祉医療費の検討会で議論されて、中学卒業まで窓口になったわけですけども、県とすれば今500円を集めているわけですが、やはり県に対して地方から声がどんどん上がっていけば県が負担するよということ、そういう地方からの県への声が上がれば、またこの検討会においても検討され、そこで決まってくればそれが各地方にまたおりてくるのかなというところもありますので、御代田町だけが急に300円に引き下げるとするのは難しいにしても、できるだけ県のほうのこの検討会、そういうところにも声を上げていくこともできないということでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 市村議員の意見は今後のまた参考にさせていただきます

が、現時点ではそのようには考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 本当に8月1日から窓口無料という部分では非常にお母さんたちの負担軽減にはなっているということで、町もこの間、本当に子育て支援というところを取り組んできたということは評価しているところであります。さらなる子育て支援を強めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告3番、市村千恵子議員の通告の全てを終了します。通告4番、仁科英一議員の質問を許可します。仁科英一議員。

（8番 仁科英一君 登壇）

○8番（仁科英一君） 通告番号4番、議席番号8番の仁科英一です。

質問に入る前に、7月に発生した西日本豪雨災害や8月の台風20号、9月の21号、そして北海道の地震災害に遭った方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の一般質問では2つあります。まず最初に、ことしの5月ごろ発表されたしなの鉄道の新車両の導入についてと、2つ目、最近マスコミ等で話題になっている教職員の長時間労働についての2点について質問いたします。

まず初めに、しなの鉄道の考えている新車両の導入についてですが、しなの鉄道は長野冬季オリンピックの開催に合わせたJR長野新幹線開業に伴い、JR信越本線が廃業となり、このことにより地域の公共交通確保のために発足した第三セクターの鉄道会社と認識しております。しなの鉄道は、長野県の北信地方と東信地方を結ぶ、地域住民の唯一の地域公共交通となったわけです。地域公共交通がしっかりしていないとその沿線地域の活性化は図れず、衰退の一途をたどるのが現代社会です。私はそのように考えております。地域公共交通がしっかりしていなければ、その地域の発展はなく、衰退をせざるを得ず、人口減少が続くと考えられます。地域全体の公共交通の維持、安定、さらには効果的かつ効率的で持続可能な公共交通システムを実現させるため、国・県、沿線市町村及びそれぞれの商工会議所等が一体となって、この地域の交通機関の基幹的地位にあるしなの鉄道の経営安定化のために今までも支援を行ってきております。平成22年度から軽井沢小諸間の列車増便事業などもその支援の一部です。今後とも地域交通の衰退防止のため、できる限りの支援が必要と考えております。

そこで伺います。まず最初に、しなの鉄道の車両更新に関する全体像について説

明をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それではお答えいたします。

現在、しなの鉄道が所有をします車両につきましては、115系22編成59両となっております。そしてその全てが、平成9年の北陸新幹線高崎長野間開業によりJRから経営分離された並行在来線としましてしなの鉄道が開業した際に使用していた車両を有償譲渡されたものでございます。一般的な鉄道車両の寿命は、約40年と言われておりますけれども、しなの鉄道が所有する全ての車両が3年以内にこの40年を経過することになっております。しなの鉄道によりますと、製造からの経年が35年を超えたころから手動電気や台車枠、連結器等の主要部品に故障が目立つようになりまして、車両故障に伴う運休が発生しているとのことであります。

しなの鉄道が使用しております115系車両は、現在、全国的に新造車両への置きかえが進んでおりまして、それに伴い、既に製造中止となった主要部品が多数あるような状況です。

また、JR東日本では所有します115系車両の全てが数年以内に廃車になる予定となっております、これからさらに予備部品の技術者確保が困難になると見込まれております。

このことから、しなの鉄道では鉄道の安全・安定輸送を確保するために、来年度、平成31年度から38年度までの8年間で、観光列車「ろくもん」を除く21編成56両を26編成52両の新造車両に更新するよう計画をしているところであります。事業費は、車両の購入と設備の改修などを合わせまして115億円程度となる見込みです。

なお、観光列車「ろくもん」は運行頻度が低く部品の消耗も少ないといったことから、更新の対象にはなっていないような状況でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） 説明していただいた内容について幾つか質問させていただきます。

まず、説明の中で新造車両に変更とありますが、これはいわゆる新車ということ

だと思えます。中古車両のほうが安く導入できると思われませんが、このあたりの検討も会社のほうでは検討されたようですか。お答え願います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、新造車両につきましては新車のことになります。しなの鉄道では、車両の更新に当たりまして、中古車両の購入にするのか、新車両にするのか、検討されたようであります。中古車両については、新造、新車の車両と比較しまして、導入コストは中古車両が76億円、新車の車両が107億円というような状況で、約7割程度に抑えられるというように聞いているところであります。

しかし、こちら軽量化されます新車両に比べまして、中古車両については消費電力が多くかかることですか、経年劣化による部品の交換頻度が高いということ、またランニングコストでは新造車両のほうが圧倒的に有利だということございまして、更新からの32年間の試算になりますけれども、中古車両が577億円だと、これに対しまして新造車両については253億円ということで半分以下になるような状況があります。こういったことと、また中古車両の場合は車両の寿命がまた短くなってしまふといったことから、今回の更新は新車の購入で進めていくということになってございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） わかりました。

では次に、現在の車両では車内にトイレがなく不便だとの利用者からのそういうことを聞くことがあります。東京のように運行間隔が数分であればトイレは必要ないと思いますが、1時間に2本程度の運行頻度であれば絶対必要だと考えます。新型車両のトイレの設置状況等を説明をお願いします。

なお、新車両なので内部のレイアウト等についても何か特徴があればお答え願います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

現在の車両についてはトイレがなく不便だという声を私どももお聞きをしているところであります。今回導入される新車両につきましては、全ての編成に必ず1基

のトイレが設置されるということになっております。

それと、トイレにつきましては車椅子対応型の洋式トイレになるということで、高齢者の方ですとか体の不自由な方でも御利用いただけるのではないかとというふうに考えているところであります。

それともう一つ、レイアウトはということでありますけれども、今回導入される車両は2つの種類があるとお伺いをしております。1つ目が現行車両と同じボックスシートとロングシート、こちらを組み合わせたセミロングシートというもの、それともう一つが、有料ライナーといわれます快速運行をする際に、現在新幹線のように進行方向に座席が向いている車両が、この2つが新しくレイアウトされるというような状況になっております。

この有料ライナーの車両につきましては、普通列車として使用しますときには、座席が回転されましてロングシートにすることができるというような便利な機能がついているということでありまして、非常に利便性や快適性が向上されるのではないかとというふうに考えているところであります。ただその車両全体が自動制御方式の空調も導入されるということですか、新しい車両になりますので振動ですとか走行音の低減が図られるということで、現行車両よりも快適に過ごすことができるのかなということでお伺いをしております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） わかりました。

次に、冒頭の説明の中で、今までは21編成がこれからは26編成になるということなので、編成が増えることで今後は編成数が多くなって、しなの鉄道は単線じゃなくて複線ですからそういうのも加味して、運行本数、あれももう少し増える可能性があるんですか。よろしくお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 運行車両が増えるかという御質問かと思いますが、現在、しなの鉄道でこちらの検討をしている最中であると思われれます。ちょっとこちら辺の点につきましては詳しく御説明できる状況ではございませんけれども、これまでも利用者の利便性向上というようなことでしなの鉄道のほうにはいろいろ要望を上げさせていただいております。軽井沢での新幹線等の接続ですとか小海線への接続、

また通学時間の混雑の緩和といった御意見もいただいております。その都度、しなの鉄道のほうには要望を行ってきております。今回のダイヤの見直しについても、引き続き要望してまいりたいとこのように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） 説明はわかりました。しかし、利用者の利便性向上のため、引き続き増便の要求等を行っていただきたいと思っております。これまでも御代田町ではしなの鉄道に対し多くの支援を行ってきましたが、特に22年度からですから、軽井沢御代田間ですかね、増便がありましたけど、利用状況はどうですか。上がっていると思えますけれど、どれくらい上がったか、わかったら御説明願います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 御代田駅の乗降客数についてお知らせをさせていただきます。

平成21年度までにつきましては、乗降客数については減少が続いていた状況がありました。平成22年度以降、昨年度の29年度までの8年間にわたってこれまで増加傾向になっているところであります。昨年度の状況ですが、57万2,000人の利用実績がありました。こちら利用者が最も少なかった21年度、こちらと比較をしますと約12万3,000人が増加しているような状況になっております。これにつきましては、現在も行っておりますけれども、小諸軽井沢間の増便事業ということで、3市町の共同事業を22年度から実施をしているということで増便事業の利用者の増加の一因ではないかと、このように分析をしているところであります。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） 説明はわかりました。大分上がっている感じですね。1割以上、2割ぐらいですか。そういうことですので新車両導入の全体像は理解しましたので、次の質問事項の御代田町に対しての具体的な要望内容、どのようになっているかお伺いします。内容的には金銭的要求だと思いますので、幾らか、それか沿線市町村、そこら辺のところとの配分もあるので、その配分の割合の根拠、そういうことがわかったらお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、支援の要求内容ということでございますが、こちら、議員おっしゃるとおり、事業費の負担を町、沿線市町村にも求められているところでございます。

車両更新の総事業費については、先ほど申しあげましたとおり、110億円になっておりまして、このうち国土交通省からの補助金で3分の1、県が6分の1、また沿線の市町村で6分の1を負担するということになっております。残りの3分の1については、しなの鉄道が運営費の中から負担をしていくということになっております。

それと、沿線市町村分の各市町村の負担割合についてでございますけれども、しなの鉄道の設立時の出資割合、それと北しなの線沿線の町を加えた11の市町で再計算をした割合で算出するということになっております。

当町においてはその中の4.7%を負担するということになっておりまして、8年間の合計で約8,400万円負担をするようなことで要求されているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） わかりました。この事業は長期にわたる事業のため、要求総額に関しては、先ほどの8,400万円ですか、ですけどこれ単年度で負担分が来ると思うんですよ。一挙にというわけにはいかないんで。こちら辺のところはどうなっているか、ちょっとお答え願います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

全体では8,400万円の負担ということになりますけれども、これにつきましては8年間の合計といった状況でございます。それぞれしなの鉄道の計画に基づいて支出をしていくということになっております。来年度の町の負担は幾らになるんだということでもありますけれども、現在、しなの鉄道のほうから1,070万円負担をお願いしたいということで先日の会議でも言われております。ただこちら、先ほど申しあげておりますとおり、国の補助金枠があるかと思えます。そんな状況で変化がこの金額にも変化があるのではないかというふうに思われますが、現在のところ1,070万円の負担予定ということでもあります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） わかりました。ですから来年度以降もちょっと流動的だということだと思いますけど、ざっと8年間で8,400万ですから1,000万前後ということだと思います。

なお、町の検討事項で、3番目の検討事項であります。今までの質問で理解できましたので、これで質問はこの件についての質問はしません。しかし、計画どおりに事が運ばない場合が多々あると思いますので、どのような場合でも、国や県、そして関係市町村と協力し、この事業を成功させていただきたいと思います。

最後に、しなの鉄道としての今回の事業は、事業計画8年間ですから、金額規模110億円の大規模な事業であります。この事業の生死が長野県の東北信地方の鉄道沿線の地域の活性化の生死にかかっていると思います。御代田町が鉄道がなくて単独で活性化することは非常に難しいと思います。ですから、町としても支援援助が多少大変でも力強く支援すべきと考えます。そして、来年度の予算計上にぜひ要望どおりの支援をすべきと私は考えますのでよろしくお願いします。

しなの鉄道の導入についての質問は、これで終わらせてもらいます。

続きまして、次の教職員の長時間労働についての質問に移ります。

新聞等のマスコミによると、教職員の長時間労働の実態報告やその対応策の定義などが報告されています。それによると、教職員の業務量の多さとして、授業の実施とそれに伴う準備、各種イベントの準備と実施、保護者会の対応、家庭訪問、PTA対応、会議・研修、そして部活動にと日々追われているようです。それに加えて、児童生徒の個別指導等と多岐にわたっているようです。このような状況の中、限られた時間の中で先生方は日々業務をこなしているようです。

そこで質問で、最初の質問ですけど、当町の小中学校の先生方の時間外労働の状況を御説明願います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、教職員の時間外労働の状況についてお答えいたします。

教職員の長時間労働に伴う背景としましては、近年の社会情勢の大きな変化に伴

い、児童生徒1人当たりの一人一人に対するきめ細やかな対応など、学校に求められる役割は多様化しております。学校現場を取り巻く環境が変化する中で、教職員の業務が多岐にわたり、勤務時間や精神的な負担が増大し、全国的な課題としてその対応が求められているところです。

長野県教育委員会では、平成29年11月に学校における働き方改革推進のための基本方針を策定し、教職員の負担軽減や状況把握を行い、業務改善に取り組んできているところです。

当町の小中学校の教職員における時間外勤務としましては、平成30年4月、5月の1カ月の1人当たりの時間外勤務の平均時間は約50時間となっています。

小中学校別の平均時間につきましては、小学校が約47時間、中学校は約53時間となっております。

参考までに申し上げますと、県内平均の時間としましては、小学校は約58時間、中学校は約70時間という集計結果でございました。

なお、中学校につきましては、部活動指導に係る時間があるため、小学校より長時間の勤務の現状となっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） 説明によりますと、今年度の4月、5月ですかね、小学校の時間外47時間、中学53時間ですか。県のよりは2割ぐらい少ないんですかね。そういうことですので、御代田町の先生方の時間外は決して少ないとは思いませんが、想像していた時間より大分少なくて安心しました。ぜひこの状況をこれからも継続できるよう努力していただきたいと考えます。

次に、労働時間の長時間になる要因の一つとして、先ほど言いました、中学校が主なんでしょうけど、部活動の状況を説明願います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 部活動の時間の状況でございます。

中学校教職員の部活動における勤務時間につきましては、顧問か副顧問かどうか、それから部活の種類によって勤務時間はさまざまな状況となっております。

その中で運動系の部活について申し上げますと、教職員は平日の朝と放課後の部活動指導に当たっております。部活動の時間は、大会の関係から月によって差があ

るところですが、最長でも、1日の活動時間が朝と放課後を合わせて3時間以内におさまるように配慮しております。

また、平日は4月、7月、それから11月から3月までの水曜日の放課後と、あとテスト前の3日間をノー部活デーとしております。

それから、休日の部活動については、土曜日、日曜日のそれぞれ半日か一日の活動を原則としているところです。しかし、これについても、大会前には通常の練習の加え、練習試合などを行うため活動時間が長くなり、特に中体連主催の佐久大会を控えた5月、6月については、大会前ということもありまして、部活動に伴う勤務時間が多くなる傾向がございます。

それ以外の時期については、やはり部活動が教職員の負担となり過ぎないように、学校長と教育委員会ともに配慮しているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） いろいろ配慮してやっていることがよくわかりました。ただ部活動がどんなものがあるか、中学校のほうの多いと思いますけど、どのような部活があるか。小学校及び中学校、わかっている範囲でお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 部活動の種類ということですが、小学校では課外活動になりますので、そちらを申し上げますと、北小学校では管楽器クラブ、南小学校では金管バンドクラブ、それら2種類がございます。

それから中学校では、運動系では陸上部、野球部、サッカー部、男子・女子それぞれのバスケットボール部、それから同じくそれぞれでバレー部、それから女子のテニス部、卓球部、柔道部、10個の部活があります。それから文化系では、吹奏楽部、軽音楽部、美術部、演劇部の4つの部活がありまして、合計で14の部活がございます。

以上となっております。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） 中学校は多岐にわたって多くの部があることがわかりました。ちょっと非常に、14ですか、スポーツ及び文化系というんですかね、今後とも指導のほう大変ですけど、頑張ってもらいたいと思います。

次に、時間外の労働時間を少しでも減らすように今までどのような対応をしてき

たか、そしてまた今後もどのように対応していくかをお聞かせ願います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 現在までの時間外勤務に関する取り組み内容としましては、教育委員会では教職員の時間外勤務の削減につながるよう、町費で学習支援員や講師を配置しております。小学校には学習支援員9名を、中学校には講師4名を町費で配置することにより、特に中学校では教職員1人当たりにおける授業の持ち時間が減ることによりまして、教材研究や生徒指導の時間が確保されるため、勤務時間の負担が軽減されているところでございます。

また、教育委員会と学校長では毎月3校の校長会の会議を設けておりますので、その中で学校の状況、それから児童生徒の状況、教職員の状況、これらについて話し合い、情報を共有して、時間外勤務の削減についても統一した取り組みを行っております。

このほかにも、今年度から学校における働き方改革の一つとしまして、夏休み期間中における学校閉庁日、こちらを8月の13日から8月の17日まで閉庁日として設けまして、教職員の勤務負担の軽減を図ったところでございます。

なお、学校内でも月に数日の定時退庁日を設けて時間外勤務の削減に努めているところです。

今後の時間外労働の対応としましては、特に時間外勤務の多い教員に対しましては、学校長が面接するなどそういったことを行いまして、場合によっては学校医の面接指導を受けるよう指導するようになっています。

学校現場における教職員の業務改善を継続的に進めるに当たり、教育委員会もかわりながら現状を適正に把握し、できることから随時改善策に取り組む必要がございます。

また、業務内容の精選としまして、放課後における教材研究やさまざまな諸会合の見直しを行いまして、組織的に継続的に業務改善に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 仁科議員。

○8番（仁科英一君） 今までの報告や説明から、学校や教育委員会は時間外勤務の削減に向け、そして町の援助や学校独自で努力工夫して対応していることがわかりまし

た。先ほどの報告の中で、町の3校長と教育委員会の事務局ですかね、月1回の会合を行っているということですので、これが非常に大事だと思います。これからも学校と教育委員会との情報交換を密にして、可能な限り業務改善を継続的に進めていっていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問の全てを終わりといたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告4番、仁科英一議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午後 3時06分）

（休 憩）

（午後 3時16分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告5番、内堀喜代志議員の質問を許可します。

内堀喜代志議員。

（1番 内堀喜代志君 登壇）

○1番（内堀喜代志君） 通告番号5番、議席番号1番、内堀喜代志です。

このたびの大阪、北海道の地震並びに西日本の豪雨、台風災害、例年になく災害がたくさん発生しましたが、幸いにも当町では大きな被害がないと聞いております。昨日の防災訓練のように、災害対策は引き続き継続して行い、また関係者の努力に期待いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は2件の一般質問をします。

まず初めに、浅間国際フォトフェスティバルのプレイベントの現時点での評価と町が期待する効果についてであります。

本年のフォトフェスティバルプレイベントは、予算規模4,000万、財源は文化庁が約半分の2,000万、アマナと町はそれぞれ650万ずつの負担、その他協賛金と事業収入で、8月の11日から9月の30日まで実施中ではありますが、現時点での評価はいかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

本年5月14日付で、御代田町と株式会社アマナで締結をいたしました御代田町

写真美術館及び浅間国際フォトフェスティバルに関する協定書に基づきまして、8月11日から9月30日までの会期で、平成31年度予定をしております第1回浅間国際フォトフェスティバルのプレイベントとしてフェスティバルを開催しております。

このフェスティバルの現時点での評価はいかがかということですが、本日で開会から31日目を迎えていますフェスティバルですが、9月2日の時点で、来場者数は6,233人となっております。

この人数につきましては、正面の受け付けにおいて正確にカウントした人数となっておりますが、会場にはきちっとした囲いもなく、役場駐車場や美術館南側の入り口などから入場されたお客さんも非常に多くいらっしゃるようで、受け付けを通らず、直接敷地内へ入場した人数を含めると7,200人程度は来場されているのではと推計をしております。

8月11日から19日までは、ワークショップや映画のイベントなど多く開催をしたため、来場者数は3,670人となりました。その後も週末にはワークショップを開催しておりますので、土・日の入場者数は数百人単位で御来場をいただいております。また、平日には100名から200名の間で推移をしているといった状況であります。

また、来年度以降の事業の推進や改善を図るために、御来場者の皆さんを対象にアンケート調査を実施しております。これまでのアンケート結果を見ますと、また来たい、とても満足したと記入いただいている方が9割を超えており、御来場者の皆さんには好評をいただいているところであります。

写真のジャンルもさまざま、来ていただいた方を飽きさせない展示の仕方や屋外展示だけでなく、体験型の作品で楽しめたりと、お子様から大人まで喜んでいただいているところであります。

また、今回のイベントの中に、町民参加型のイベントとしまして、フランス人アーティスト、JRによるトラック仕立てのブースで撮影した肖像写真を、美術館の敷地の壁に張っていくという企画をさせていただいております。町民の方のみならず、町外の方も参加をしまして、現在600枚ほどの写真を壁面一面に張り出しております。こちらは、参加をして写真を楽しむイベントとなったというふうと考えております。

また、これまで星空写真教室、太陽の光でオリジナルTシャツをつくろうといったワークショップも5回開催をしております、KDDIに御協力をいただきました「思い出携帯再起動」、こちらのイベントをのぞくと、106名の方に応募をいただきまして参加いただいているところでございます。こちらにも好評をいただいております。

現在での実行委員会での自己評価は、おおむね満足いくものであると、このように考えているところであります。

反対に、現状での課題といたしましては、今年度はプレイベントということもありまして、多くの宣伝費をかけることができなかつたといったことから、ボランティアの確保が十分とは言えない状況であります。しかし、これも8月11日から19日までのイベント期間中は、東京写真芸術専門学校の学生の皆さんにお手伝いをいただくことができました。そのほかにも、御代田駅から会場までの道順がわかりづらいなどの御意見をいただいていることから、来年度までに案内図等も検討していきたいと思っております。

このように、ボランティアのみならず、改善しなければいけないことは幾つかあると思います。今後アンケート結果を集計する中で、課題を明確にしまして、対策について検討してまいりたいと考えております。

ただ、現在は会期中ということもでございます。9月30日まで、このフェスティバルが無事終了できますよう、万全な運営に当たっていきたくと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 本年の開催に当たり、町の負担金は龍神まつりとほぼ同じ650万円ですが、この費用対効果をどのように評価するか、お聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

費用対効果をどのように評価するのかということですが、先ほどもお答えをさせていただいておりますけれども、フォトフェスティバルの実施に当たりまして、長野経済研究所に経済波及効果等の評価検証を委託させていただいております。そのため、アンケート調査を実施させていただいております。最終的なアンケートの内容と検証結果をもとに、実行委員会として、また町として評価を出して

いきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） じゃあ、続きまして本題の2件目の質問にいきたいと思います。

2件目の質問としまして、懇親会時や緊急時の茂木町長の対応と行動についてであります。

本年7月開催の第2回浅麓水道企業団議会定例会後の懇親会での出来事です。午後5時30分ごろから始まった懇親会は、1時間半くらい経過して、そろそろお開きの時間が近づいたときであります。恒例の議員側から浅麓水道企業団執行部の万歳があり、お返しの万歳の指名を茂木町長がするはずが、酒に酔い過ぎて、ろれつが回らず、藤巻町長の指名が満足にできませんでした。懇親会の席上とはいえ、そのような失態を小諸、佐久、軽井沢の首長、議員がそろっている公式な場所で見せることは、御代田町の品位を傷つける行為と考えます。懇親会に参加した他の市町議員は、また始まったかの発言をしていました。

このことについて、茂木町長はいかが考えますか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。御指摘のようなことであったら、それは町を代表する人間としては、大変恥ずかしい状況だったかと思っております。このことで、お酒の席とはいえ、御迷惑をおかけした方がおいでになるのであれば、深くおわび申し上げる必要があると思っております。御迷惑をおかけしました。大変申しわけありません。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、御迷惑をおかけしたというふうに言いましたが、これは町長、御代田町の全体の品位の問題であります。その品位を傷つけたことに対して、一言発言をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） このことについては、もう反省という、二度と繰り返さないということしか対応策としてはないかと思っておりますので、確かに、今、全国的にも国会議員とか首長とか、いろいろ飲酒の中でのセクハラ、パワハラとか、こういう事件も起きて、社会的にも批判を受ける状況になっておりますので、そういうこと

を十分認識して行動しなければいけないと思っておりますが、大変申しわけありません。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 茂木町長が今、申しわけありませんということでありましたが、宴席の失態ということでありますと、町の職員の前で、過去にも宴席の失態で深く反省した、酒は控えるという発言があったと聞いています。過去にそのような経緯があったにもかかわらず、また繰り返すということについて、一言発言をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今のその浅麓水道議会の懇親会の話なんですけども、内堀議員から一般質問も出されたということで、ええっ、これは何があったんだろうということで、関係者にはちょっと聞いていただきましたら、ちょっと言い方はよくないんですけども、いつものとおり、にぎやかしていたという、ああ、じゃあ大きな問題は起きなかったのかなという、ちょっと安心していたところなんですけども、今のお話聞きますと、確かに4市町がいる中で、それは大変御迷惑をおかけしたことでありまして、過去にもこの問題では確かにいろいろ失敗もあったということは事実でありますので、事実に対しては謙虚に反省しているしかありません。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 先ほど町長から、全国の首長でのセクハラの問題が幾つかあったというふうに聞いていまして、茂木町長もよく思い出してください。ある宴席のお開きのときに、女性職員にセクハラまがいの事例があったと聞いています。このことは、このこと自体を大きく取り上げるわけではありませんが、茂木町長は酒の席では何をしてもいいとか、どのようになってもいいとか、そんなようなことを勘違いしているかと思われるような行動であります、その点はいかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 個人的に、個人的な飲酒というのは、それはきっと、それでもやっつていいことと悪いことは当然、犯罪とかそういう部類もありますので、当然365日24時間町長という職にあって、その自覚を持たなければいけないということは重々承知しております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） いいですか、茂木町長、今年で12年目の町長であります。その中で、酒の席での失態でその都度反省、何回反省したか私は数えておりませんが、何回か反省している中で、いまだに治らない。昔のコマーシャルではありませんが、猿でも反省はします。治るかどうかはわかりませんが、猿でも反省はします。

そのようなことで、来年2月の町長選にどのような態度で臨むか、お聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 内堀議員が今回御指摘いただいているのは、いわゆる品性というお話がありましたけども、これも一つの町の首長として必要な人間性というもの判断基準になっていくかと思えます。私としては、まだその進退を決めているわけではありませんので、当然こうした御指摘も出てくるかと思っておりますが、これは支持者の皆様など、これまで選挙にかかわった皆様の御意見をお聞きして、その進退については判断していきたいと思っておりますし、前も申し上げましたとおり、12月議会の中で、進退については明確にさせていただきたいというふうに考えております。御指摘いただいている問題も、首長としての資格の一つの重要な要素ということは十分受けとめております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） それでは、ちょっと町長の災害対応についての姿勢をお聞きします。質問ですと②に移ります。

話を4年前の平成26年2月の大雪災害のときにさかのぼります。2月の14日、夕方から雪が本格的に降り、暗くなる時間には大雪の可能性が高くなりました。そのときは、ちょうど浅麓水道の定例会後の懇親会があったというふうに聞いております。茂木町長も出席していたはずですが、当日の浅麓水道の先輩議員にお聞きするところによると、雪の降り方が異常だったので、懇親会もそこそこに帰宅して、雪かきをしていたようです。茂木町長のその晩の行動はいかがでしたか。4年前、よく思い出してお答えください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 承知しております。そのときは、佐久水道の局長から声をかけられて、2次会に行ったかと思えます。これは記憶しております。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 2次会に行って、その大雪の中、2次会に行って、大体何時ごろ帰宅したんですか。みんなが雪をかいたり大騒ぎしている段階での2次会の出席というのはいかがなものかと思えますが、その辺はいかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 御指摘のとおりだと思っています。たしか、既にもうタクシーも動かないという状況で、途中までしか動きませんでしたので、自力で戻ったという記憶があります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） いいですか。先ほどから言っているように、町長たるもの、災害の可能性が感じるときに、そんなに遅い時間、タクシーも動かないようなそんな大雪の災害のときに、遅い時間に帰宅とはいかがなものかと考えます。どのような心構えで災害に対応したか、お聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この点につきましては、過去に現在の小井土議長から御指摘をいただいた点でありまして、一番の問題は、危機管理意識の低さにあったというのが全体としての、一言で言えば反省点ということというふうに理解しております。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 引き続き大雪の話であります。

14日の翌日、15日の9時15分に災害対策本部を設置して、11時18分に全職員の招集を指示した。その経過は、先ほど言いましたように、当時の町民建設経済常任委員長、今の議長であります小井土議長の一般質問で聞かせていただきました。

町長本人は、15日には役場庁舎にたどり着くことができず、16日早朝に県道の除雪が行われたので、車で役場にたどり着いたと議事録にありますが、間違いありませんか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） おっしゃるとおりです。翌日、恐らく6時半かそのころに役場に到着することができたというふうに記憶しております。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 先ほどの現小井土議長の一般質問の議事録には、15日の役場職員とのやりとりで、僕のほうはまだ脱出できる状況ではないと話をして、結果的に、なぜ役場に向かうことができなかったということは、確かに軽トラにチェーンを巻いた車も用意できたので、行こうか行くまいかという判断はありましたけれど、その中で、やっぱり放置車両があるとか、放送があったりとか、実際には除雪そのものが軽トラでチェーンを巻いても行ける状況ではない。ましてや、歩いて行った場合に、途中で何かあったらどうするのかという、ここは向かうべきではないと。県道が除雪された段階で向かうというのが安全な方法だろうということで、15日に判断はそういうふうにさせていただいたところでありますと議事録にあります。

あえてお聞きします。議事録の内容で間違いはありませんか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 議事録の内容で間違いはないかというふうに思います。

なぜ役場に行くということ、危険性を躊躇したかといいますと、やはり12年前に町を襲った倒木、台風9号による倒木がありまして、そのときも台風の接近によって、面替から役場に行ったんですけども、そこらじゅう木が倒れていたり、車で行くのも非常にやっぱり危険を感じましたので、この路線は危険性があるということがちょっと頭の中にやっぱりありましたので、安全ということ、まず優先させていただきました。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 当時はそういう判断だということでしたけれども、例えば今、ことしの冬にあのような大雪の災害があった場合は、茂木町長、一体どうしますか。1日置いて登庁しますか。それとも、すぐに登庁しますか。どうですか。そのときの反省も含めてお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

先ほど、その大雪の対応については、危機管理の意識の低さということが一番の

反省点でありまして、その後は、担当の総務課長のほうから実際どうなのかは聞いていただければいいと思うんですけども、事前にその危険性があれば、事前に待機するなど対応するようにしています。具体的には、総務課長に聞いていただいたらいかがかと思えます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 続いてお聞きします、茂木町長。実は、数カ月ほど前、ある町民の方から、大雪の朝、龍神公園近くの八百秀さん側から、D51側の地下道を歩いてきた町長を見かけたので、声をかけました。そうしたところ、セブンイレブンまで買い出しに行くとのことでした。町長を車に乗せてセブンイレブンまで行ったという話が聞こえてきました。15日の朝であります。もしこれが事実とすれば、現小井土議長の当時の質問に対しての虚偽答弁も疑われます。その点についてはいかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 翌日の朝のお話ですね。そのときのことはよく覚えています。朝6時ごろ、たしか四駆の車で家を出て、ちょうど龍神公園、八百秀の前に差しかけたときに、消防が出動していました。消防署です。消防署が出動してまして、大雪のために地下道に、たしか地下道に水がたまって、それを排水しなければいけないということで、消防署の車がおりまして、そこに西軽テレビさんも一緒におりまして、たしか西軽テレビさんが、こんなに朝早く出てきたのかみたいな話をして、そこでその排水の状況について説明を受けて、それならば大丈夫だろうということで、それで役場に行ったという事実でありまして、ちょっとすみません、申しわけありません、それは全くない話かというふうに思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） いいですか。その大雪のときです。ふだんのときじゃなくて、大雪の災害のときの14日の夜から降って、15日の朝には大変な雪になったと。そのときに、町長、どこにいたんですか。その朝。朝どこにいましたか。夜遅く浅麓水道の定例会の懇親会が14日の夜あって、遅く帰ったことは今聞きました。次の日の朝の話です。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今質問されているのは、夜大雪が降って、朝から除雪が始まって、

その朝のことを言っていらっしゃるんですね。それは絶対にありません。朝の僕は、だから明るくなりかけたところから、玄関からの雪かきをずっとしていましたので、まずはそこから、あの状態で外に出るといことは絶対に不可能なことですから、あのときに八百秀の前にいたということになれば、空を飛んで行くしかないぐらいの話かと思えますけど、それは全くの違う話かと思えます。何か勘違いかと思いません。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、町長勘違いということでありましたけれども、私がお話を聞いたときは、14日の懇親会の後、2次会に行って、タクシーもないから、町長きつと歩いて御代田へたどり着いたら、朝の6時ごろだったのかなというようなことを私が今推測しましたが、どうもそれはないようですので、ちょっと一旦質問の切り口を変えます。

こんなような宴席での失態ですとか、緊急時の災害対応の不手際があります。このような状況で、町長の政治姿勢に大きく疑問を感じています。繰り返しますが、このような事実を鑑みて、来年2月、町長選に出るんですか。お答えください。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員、質問中ではありますが、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合で、あらかじめこれを延長します。

茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。何度も同じことを申し上げますとおり、御指摘いただいているこの11年間6カ月、いい面もきつとあったのかと思えますし、そうした厳しい御指摘いただく内容も当然あったかと思えます。人間で失敗をしない人間は恐らくいないというのが、それは事実であろうというふうに思います。

ただ、問題は、その事実に対してどれだけ真摯に受けとめて自分を改革していくのかという、そこの自浄能力というところにきつとその人間の生きる力というものがあるんだと思えます。

今、正直に申し上げて、出ることも出ないことも考えておりません。それは、この9月議会終わって、その辺からいろいろ相談させていただいて、茂木祐司という人間にももう一回やれよというのであればやりますし、君も長い間御苦労さまと言われるのであれば、それはもう別に、私利私欲でこの職にあるわけではありません。

皆様の役に立つために、私という人間は生きておりますので、そういう私利私欲は一つもありませんので、今はそういう状況にあるということで、それ以上の答弁は申し上げられません。12月定例議会の中で表明するというようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） じゃあ、少し質問の切り口を変えます。

町長が党籍を持つ政党では、多選禁止を強く押し出しています。その党の方針を踏まえて、やっぱり2月の町長選挙、どうするんですか。その党の方針を踏まえてお答え願います。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。この12年間、日本共産党とははるか遠ざかっておりますので、日本共産党というものがどういう今方針でやっているかということは、全く私も会議にも行くわけではないので、全く今びっくりしました。多選禁止って決めたんですかね。それはわかりません。

ただ、私は別に日本共産党の党籍はありますけども、公認ではありませんので、特に日本共産党から拘束を受けるわけでもありませんし、日本共産党の方針に縛られるわけでもありませんし、私は党籍は、支持する政党は日本共産党ですけども、仕事は御代田町のため、町民のためにいかに役に立つかというのが、私としてのこの25年間の、36歳からの町会議員からずっとお世話になっていますが、それが私の一貫した政治姿勢、考え方ですので、全く日本共産党の政策、何ですか、今言っただんなことには、決定には何ら束縛されないという立場ですので、申しわけありません、それを言われても何とも申し上げることができません。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 党籍のあるのは事実ですが、共産党とは直接の関係はないということで、それはそれでいいとしても、今度は町長の信条として、多選ということについてはどういうふうにお考えになりますか。世の中一般的に、多選になるといろんな弊害が出ると言われております。アメリカの大統領もしかり、いろんなところの国家元首もしかりです。そのことについて、どう考えるかをお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今、町村長の中で、一番長くやっぺらっぺらするのは川上村の藤原村長で、8期ですか、やっぺらっぺらいますよね。きっと藤原村長は多選批判もないですし、まず、ずっと無投票で全国町村会長までやられた方なので、全国的にも、また川上村にとっても非常に大きな役割を果たした方ですから、多選批判というのはきつとなくて当たり前なんだろうと思います。

逆に今、長野県の、長野県の僕、今、町村会の理事という立場で役員やっていますので、こう見てみますと、逆に今、やっぺら長い人がいない、結構早いサイクルでやっぺらかわって行く。やっぺら、それだけ今、市はわかりませんが、小さい、特に小さい町や村では、行政運営、人口減少とか、大変厳しい状況にあると思うんですよね。なかなか活路が見出せないという状況から、きっと、過去には長くやられる方もたくさんいたんですけども、最近はどうもかわって行くような状況もありますので、それがいいのか、早くかわって行くのがいいのか、長くやるのがいいのかということは、全くそれは何期が長いのかということはわかりませんので、それは町民の皆さんが御判断いただくことで、もう長くてマンネリ化していて、だめだねということになれば、それは交代をすればいいのではないのでしょうか。と思っています。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 具体的に、多選の弊害って、町長どんなふうにご考えていますか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。私は12年前から、当選したときから、普通の首長はオール与党なんです。圧倒的には与党がいて、野党として共産党がいるぐらいの、こういうのが普通の自治体の姿ですよね。私の場合には、オール野党という中で12年間厳しい御意見いただいてまいりましたので、そういう多選とか、そういうことを意識するちょっとときはない状況ですね。それはちょっと考えたことはないんですけども、できるところまで頑張ってやれということと、この今、御代田町としても新しい事業を取り組んでおります。それはひらまつにしても、アマナの問題にしても、企業誘致、いろいろな問題取り組んでおりますので、そういうことに対して、感覚が麻痺して新しい発想が生まれなくなる、新しい努力を怠るよ

うな状況になったときが、きっとその多選の弊害なのかと思っておりますが、御代田町的にいえば、私がここでかわったとしても、この次に向けてやるのが、やっぱり挑戦していく課題たくさんありますので、かわったとしても、そういう路線を引き継いでいただければ、私としてはやってきた価値があるかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町長が今、多選のいろんな課題、問題点について整理しましたが、けれども、そもそも人がかわらないと、行政の方向、特に組織の長がかわらないと、方向性が毎年毎年、每期每期同じ方向だと思えます。そのことについて、町長、いかがお考えですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 多選という御批判というふうに考えてみますと、御代田町のこの歴史を見ますと、3期連続で当選したのは柳沢薫町長だけなんですよね。それまで荻原勇町長から始まって、3期連続というのが今までないんです。それが、だから1期やったら、次の人が2期やって、また返り咲いたりきていて、柳沢薫町長になって初めて3期連続で、それも無投票という、ある意味御代田町が平穏な状況に変わってきたところが、きっと柳沢薫町長のところなのかと思えますね。

僕は、逆に、過去のように、例えば住民リコール運動が起きて、やめざるを得なかったとか、いろいろあったその時代は、御代田町にとっては非常に不幸な時代だと思います。そのたびかわっていくという、逆にそういう意味では。

ですから、ようやく柳沢薫町長になってから比較的安定してきた。ところが3期目で柳沢薫町長も途中で病気で亡くなってしまったということになりますと、申しわけありませんが、私が今のところ何か一番連続しては長くやらせていただいているようになっております。すみません、答えているうちに質問を忘れてしまったんですけど。

（「次の質問します」と呼ぶ者あり）

すみません、申しわけありません。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、安定してきて、3期12年目迎えているというふうにおっ

しゃいしましたが、安定してきたイコール何も起こらない町、いろんな争点は何もない町、昨年の議会の選挙、私も初めて当選したわけですが、ある人から言われました。争点は何ですかと。うん、多分メンツをそろえて選挙に持ち込むことだろうなというような、そんな本音とも冗談ともつかないような話がありましたが、安定してきたイコール何も起こらない、何もやらないという批判がありますが、その点については茂木町長、いかがお考えですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 選挙の争点設定については、内堀喜代志議員に一つ頑張ってお願いしたいと思います。私のほうから争点設定は難しいですので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 私は出るわけじゃないので、争点の設定と言われてもなかなか難しい話ではありますが、争点の設定に関しては、我々議会もある一定の責任があるかと思っておりますので、来年2月の町長選に向けてのいろんな情報ですとか、情報の収集ですとか、その辺をやっていきたいと思います。

いずれにしろ、4年間の町の運営を任せる当然のことながらその親分、首長を決める選挙ですので、その選挙については、いろんな形での大いなる議論が必要だと思います。それについて、茂木町長は12月に表明すると再三おっしゃっています。我々議員の中でも、12月にどんな話が聞けるのかなということを期待しておりますが、今の心境をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今、全国的には地方創生ということで、首都圏に集中してしまった人口と経済の力を、どうやって地方に取り戻すのかという、ある意味壮絶な戦いを今やっております。国も地方創生ということで旗を上げたんですけども、ちょっと大分ちょっと下火になってきてしまっていますが、しかし、国が音頭を取るかどうかいかににかかわらず、今、人口減少社会が叫ばれている中で、町としては、やっぱり人口の増加、人口減少を食い止めるということもありますけども、それから経済の力を、今やる時期だと思っているんですね。今やらなくて、10年先だと、きっともう手おくれになるだろうと思います。今が御代田町の恐らく、僕の考えられるのは大体40年、50年後の姿を形づくっていく、この長い時代、歴史の中で、

今やっぱりそれに集中して取り組む時期だろうという認識は持っております。そういうつもりで取り組んではいるわけです。

ですから、以前は御代田町にはミネベアありシチズンがあり、優良企業があつて、農業も比較的力がある、経済的にはバランスのとれた町ですが、それにただぶら下がっていたんではだめなんだと思いますね。そういう企業の力を引き出すことと同時に、町が持っているその力を、何と申しますか、発展する力というものをどのように生かしていくのか、ここが今の勝負どころだと思っておりますので、だから前はちょっと企業訪問とかもそんなには、今は必至で企業訪問したり、東京に行ったり、とにかく即座な対応をする、しなければ、我々やっぱり行政側の若干遅いんですよね、対応が。企業は、今このときの今この瞬間に応える、応えなければならぬので、そういう意味では、そういう緊張感を持った政策的な対応ということが今求められているのだというふうに、その点は十分自覚しております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） これ以上町長と議論をしてもということで、まあまあ、ここまですべて、宴席での失態と災害対応、緊急時の対応、町長の政治姿勢を問いただしました。12月議会でも、私以外の同僚議員もまた同じような質問をするかと思いますが、12月議会での議論に残りを任せて、私もネタが尽きましたので、これで質問を終わりにします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告5番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。あすは引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時03分